

横浜市東部斎場

指定管理者業務仕様書

令和 7 年 12 月
横浜市健康福祉局環境施設課

= 目次 =

1	仕様書の定義	1
2	東部斎場の概要	1
3	斎場の休場日及び利用時間	1
4	事業計画、事業報告	2
5	職員配置	3
6	火葬業務	4
7	火葬枠の設定	8
8	施設の維持管理業務等	9
9	湯茶、売店の運営	10
10	経理等の取扱い（細目）	11
11	モニタリング・評価	13
12	指定期間前の準備業務	15
13	指定期間後の業務引継ぎ	15
14	その他留意事項	15
15	協議	17

別表－1 『管理対象設備表』

別表－2 『運転・監視基準』

別表－3 『火葬炉設備点検』

別表－4 『電気設備巡視点検・保守基準』

別表－5 『特定建築物維持管理対象』

別表－6 『火葬炉の設計基準値（排気筒）』

別表－7 『火葬炉保守点検』

参考資料

別添1 東部斎場平面図

別添2 施設維持管理業務一覧（参考例）

別添3 横浜市東部斎場 緑の維持管理水準書

1 仕様書の定義

本仕様書は、市民福祉の向上を図るため、火葬等に関する業務を行うことを目的として設置されている横浜市東部斎場（以下「東部斎場」という。）について、横浜市斎場条例（昭和55年3月条例第9号）第2条第1項に規定する、指定管理者が行うべき管理の基準や業務の範囲及びその履行方法等について定めたものです。応募者は本仕様書の内容を十分に確認したうえで、提案を行ってください。また、指定された法人は、原則本仕様書の内容を踏まえた事業計画の作成、及び事業を行うものとします。

2 東部斎場の概要

(1) 名称

横浜市東部斎場

(2) 場所

横浜市鶴見区大黒町18番地18

(3) 敷地面積

11,013.49m²

(4) 建物規模

ア 建築面積： 6,464m²

イ 延床面積： 22,804m²

ウ 構 造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上4階、地下1階建

エ 排気筒の高さ：24m

(5) 主要諸室：葬祭ホール（3室）、遺族控室（3室）、お食事室（2室）、宗教者控室（3室）、喫煙室（1室）、更衣室（9室）、告別収骨室（16室）、靈安室（10体）、お別れ室（1室）、休憩室（16室）、キッズスペース（1室）、葬祭業者控室（1室）、警備員室、事務室、会議室、救護室、中央監視室、喫茶・売店、給湯室、売店控室、給湯控室 等

(6) 主要設備：火葬炉 16基、公害防止設備 16系列、

電気設備 2,950kVA、自家発電設備 1,000kVA、太陽光発電設備 10kW、

空調熱源設備（中央） 外調機（換気） 5系統、

空調熱源設備（個別） ビル用マルチパッケージエアコン（冷暖房） 11系統、

脱臭設備 火葬炉排気系統、靈安室・お別れ室系統、告別収骨室系統 計3系統

浄化槽設備 合併浄化槽、活性汚泥方式、人槽（501人以上）

駐車場 153台、エレベーター 5基、エスカレーター 4基

※設備の詳細については（別表-1）『管理対象設備表』のとおり

※斎場隣接地に敷地外駐車場（大型車両3台分程度）を設置予定です。

(7) 平面図

別添1のとおり

3 斎場の休場日及び利用時間

(1) 休場日

1月1日、1月2日及び市長が別に定める日とします。（横浜市斎場条例施行規則第9条第1項）

なお、市長が別に定める日は、原則友引の日となります。ただし、本市では火葬需要に応じて、友引の日においても輪番で1斎場以上開場して対応します。年間の休場日は火葬需要の見込みや他の市営斎場の運営状況も踏まえて、市と指定管理者との協議のうえ決定します。（過去の休場予定表は市ホームページに掲載しています。）

(2) 利用時間

斎場の利用時間は午前9時から午後5時まで、葬祭ホールの利用時間は午前9時から午後9時までとします。（横浜市斎場条例施行規則第9条第2項）

なお、火葬炉の運転準備、火葬後の清掃、翌日の準備等、斎場の利用時間以外に行わなければなら

ない業務もあります。

指定管理者は、火葬の受付開始前までに必ず火葬炉の安全の点検等をできるよう人員の配置も含めて準備を行います。

(3) その他

市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認める時は、利用時間を変更することができます。(横浜市斎場条例施行規則第9条第3項)

指定管理者が施設の点検、修繕等の理由により必要と認める時は、市と協議のうえ、利用時間を変更し、又は臨時に休場します。また、本市による施設点検、その他必要な休場を行う場合は、事前に指定管理者と協議のうえ、休場日を設定します。

4 事業計画、事業報告

(1) 事業計画書

指定管理者は、東部斎場の業務の実施に先立ち、運営に関する単年度の事業計画書(以下、事業計画書という)及びこれに付随する書類を指定管理期間の30日前までに市に届出て、指定管理期間開始前までに市の承認を受けてください。

年間の休場予定表の作成は、毎年11月頃から市と指定管理者で協議のうえ、1月末頃を目途に決定します。火葬枠の設定や休場日、修繕計画などは本市と調整のうえ決定し、年間予定を事業計画に盛り込んでください。決定した日ごとの火葬枠は、市が斎場予約システムに登録します。その他内容を変更する場合は、事前に市に届け出て、市の承認を受けてください。

また、指定管理者の仮協定後は、事業計画書(提案書)の内容をA3用紙1枚(両面可)にまとめた要約版(任意様式)を提出してください。

(2) 事業報告書

指定管理者は、地方自治法第244条の2第7項に規定する施設の管理運営業務に関する事業報告書、収支予算書兼決算書とこれに付随する資料を作成し、毎年度終了後30日以内(市の指定する期日まで)に市に提出してください。

(3) その他定例報告

定例で報告する内容は下記のとおりです。報告期日は標準的な設定を示しますが、隨時提出時期を市から示します。また、火葬運転に関する点検等の報告は別に定めます。その他下記に記載のない調査事項等についても、市が提出や報告を求める場合、指定管理者はこれに適切に対応します。

ア 月次報告

項目	期日	内容
火葬状況	毎月5日	「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年5月法律第48号)」第17条の規定に基づきその前月中の埋葬又は火葬の状況 (提出先:横浜市鶴見区役所生活衛生課)
勤務予定表	月初3営業日前	職員の当月分の勤務予定表
日常巡視	毎月10日	施設内の日常巡視の実施内容
料金収受	毎月10日	前月分の料金収受について収入実績表及び利用状況表 (必要に応じて通帳の写しを提出)
修繕の実施状況	毎月10日	施設修繕の実施内容、実施状況及び今後の実施見込み

イ 四半期報告

項目	内容
施設の管理状況	点検内容の結果及び対応状況、修繕執行状況、第三者への委託状況、光熱水費等の執行状況など
自主事業実施状況	自主事業の事業名、対象者、参加人数、経費など
備品	備品(Ⅱ種)の購入、廃棄状況
広聴、ニーズ対応	広聴(窓口、電話、ご意見、アンケート、市コールセンターへの意見、

	要望等)、利用者ニーズ把握、苦情等の把握状況と対応状況など
サービス向上、経費削減の取組	運営に係るサービス向上の取組状況と経費削減の取組状況、その他報告すべき内容など

※市が定めた様式に記入し、指定した期日までに提出すること。

ウ 年次報告

年度事業報告書の中に項目として記載し、その他関連する資料は別添として提出してください。

項目	内容
成果指標の実績評価、自己評価	事業計画書作成時に設定した成果指標に対する実績と自己評価、改善が必要な場合は改善計画など
職員研修	職員に対して実施した研修の実施報告
防災対策	施設の防災マニュアルの作成、更新作業その他計画の策定、訓練の実施状況報告、届け出等の状況に関すること
保険	施設賠償責任保険への加入状況
本市重要施策に関する取組状況	本市の中期計画や市内中小企業への優先発注、人権、環境への配慮、障害者福祉施策、男女共同参画施策等の実施状況等
個人情報の保護	個人情報保護取扱特記事項の取組状況、研修の実施、誓約書の提出
団体の財務状況	団体の財務諸表、関連資料など

エ 隨時報告

次に該当した場合には、速やかに市に報告してください。

- (ア) 東部斎場内で事件、事故、事務処理ミスが発生した場合
- (イ) 東部斎場施設の全部、または一部を休止する必要がある場合
- (ウ) 利用者からの苦情等で喫緊の対応が必要なもの、他の市営斎場に影響が生じると予測されるもの
- (エ) 緊急に修繕等の対応が必要なもの
- (オ) 不可抗力発生に伴い斎場運営に影響がある場合
- (カ) その他管理運営に支障を及ぼす事態が発生した場合

オ その他

市は東部斎場の管理運営及び経理の状況について、指定管理者に対し、随時報告を求めることがや、業務状況を確認するための調査又は指示を行うことができるものとします。指定管理者は市からの依頼を受けた場合には、期日までに対応します。

5 職員配置

指定管理者は、公募要項に記載のとおり、東部斎場の運営を確実に履行できるよう常勤職員を配置し、その他業務に必要な場合は非常勤職員を配置します。

なお、職員はローテーション勤務となること、突発的な休場ができない施設であることなど斎場の特性を十分に理解したうえで、職員配置を行う必要があります。配置にあたり留意する事項は次のとおりです。

(1) 事務・受付部門

ア 配置条件

- (ア) 開場日は常時複数名の職員を配置します。
- (イ) 開場日は常勤の正規職員が1名以上出勤する体制とします。
- (ウ) 休場日は施設の点検、修繕など必要に応じて対応できる体制とします。
- (エ) 現金を取り扱う職員はあらかじめ指定するなど、厳重に取扱いができる体制とします。

イ 斎場長の配置

(ア) 常勤の正規職員のうち、管理運営業務の責任者として東部斎場に斎場長（管理者）を必ず1名配置します。

(イ) 斎場長は職員を管理監督し、施設の運営、維持管理を総括する立場であるため、施設に専属して配置することを基本とし、人格、識見、管理、指導力に優れた者とします。また、斎場長は他の職

員と協力して常時施設の安全を確保するとともに、安定的な管理運営が実現できる人員体制や緊急時において対応できる体制等を確立します。併せて、利用者サービスや責任の所在など、その任に耐え得ることが条件となります。

(2) 火葬炉運転、接遇等部門

ア 配置条件

1日の火葬枠を効率的かつ効果的に実施するための職員配置を行います。また火葬需要の高まる冬季に火葬枠を増やす場合や火葬炉の修繕等により火葬枠を減少させる場合は、状況に応じて柔軟に対応できるよう調整し、体制を構築します。

イ 火葬業務統括責任者

火葬業務（遺族、会葬者の出迎え及び誘導等を行う炉前業務、火葬炉の運転等を行う炉室業務）に従事する職員のうち、火葬業務を統括する者として、正規職員から火葬業務統括責任者を1名配置します。火葬業務職員の総合的な監督、指導、技術向上及び諸問題の解決や斎場運営について、斎場長等とも連携して行います。

ウ 自家用電気工作物の管理

電気事業法及び電気事業法施行規則に適合する電気主任技術者を適切に選任します。選任された職員は関係法令に従い管理の実施、報告等を実施します。

エ 甲種防火管理者の有資格者

甲種防火管理者の有資格者を配置します。配置された職員は施設全体の防火管理業務の任にあたります。

オ 危険物取扱者乙種第4類の有資格者

危険物取扱者乙種第4類の有資格者を配置します。当該危険物を取り扱う業務の遂行中は必ず有資格者が常駐し、資格に応じた責任を果たします。

カ エネルギー管理員

斎場のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500k1/年度以上である場合、エネルギー管理員の選任が必要です。東部斎場は基準値を超える可能性があるので、当管理員を選任してください。

キ 建築物環境衛生管理技術者

東部斎場は特定建築物のため、当管理技術者を選任してください。

※ なお、各技術者等は、パーソナルコンピューター及びシーケンサーのプログラム変更の操作が確実に行える者とします。また、法令等の改正により施設運営上必要な資格等に加除等があった場合は、これに準拠するように配置を行います。

(3) その他留意事項

ア 職員は関係法令等を遵守し、勤務時間内はもとより、勤務時間外においても自らを律して行動することが求められます。

イ 職員は常に利用者に対する接遇の向上に努めます。

ウ 指定管理者は、職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施し、人材育成、職員の資質の向上に努めます。また、必要に応じて市から要請のあった研修等についても実施します。

エ 指定管理者は、職員の就業規則を定め、適正な労務管理を行います。

オ 指定管理者は、職員を雇用する際にはあらかじめ雇用労働条件等について適切に協議し、合意のうえで労働契約を行います。

6 火葬業務

指定管理者は、以下の各項目の火葬業務を行います。

(1) 共通管理業務

ア 火葬業務計画書等の提出

指定管理者は、管理業務を計画的に実施するため、次の計画書を作成し、市に提出します。

(ア) 服務規律

(イ) 運転監視業務計画書（火葬業務計画書、職員配置計画書等含む）

- (ウ) 緊急連絡体制
- (エ) 日常巡視点検業務計画書
- (オ) 年間及び月間点検・測定・整備作業計画書
- (カ) その他本市が指示する事項（小破修理、調整、清掃等）の計画書

イ 管理業務一般事項

指定管理者は、常に業務の実施状況について注意し、円滑に遂行します。特に期日を定められた業務については、市と事前に協議し、工程の促進を図ります。

ウ 制服

火葬業務職員の制服は、指定管理者が選定、準備し、市の承認を受けます。なお、着用に際しては、名札を上着の左胸部に付けてください。事務職員についても制服を作成、着用する場合は、同様に市の承認を受けるものとし、名札も原則着用します。

エ 報告・連絡業務

指定管理者は、管理業務の実施に当たって、市に対し次の報告等を行います。

- (ア) 運転監視及び巡視点検等により発見した故障箇所・修理必要箇所の報告及び点検結果と意見具申、修繕対応報告書の提出

- (イ) 管理報告書の提出

- (ウ) 事故の発生及び非常時における緊急連絡

- (エ) 火葬炉・電気・空調・衛生各設備の故障部応急処置と調整、給油等の保全処置の実施

オ 記録の分析業務

指定管理者は、電力・用水・ガス・油脂等の使用量の他、運転・点検等に関する記録の分析・検討を行い、その結果を市に報告します。

カ 立会い業務

- (ア) 指定管理者は、官公庁の立ち入り検査には、原則として立会います。

- (イ) 市が委託契約により実施する整備点検、保守に関する業務、残骨灰の搬出（計量確認含む）などについても、原則として指定管理者も立会うものとし、必要に応じて市に報告します。

- (ウ) 修理、改修工事等の場合は、市と協議のうえ立会います。

キ その他管理業務

- (ア) 設備管理上必要な図面及び図書類の整理並びに保管

- (イ) 各設備機器台帳の整理

- (ウ) 工具、器具及びその台帳の管理

- (エ) 消耗品及び予備品の在庫管理

- (オ) 事故の発生及び非常時の応急処置

(2) 炉室業務

ア 火葬炉設備の運転操作

イ 公害防止の運転操作（燃料制御、パターン選定、燃焼空気量の制御等）

ウ 日常点検業務、調整、小破修理及び前室等機器類の清掃

エ 前室での整骨及び残骨、残灰の清掃並びに火葬準備（炉床保護剤を使用する）

オ 燃料消費量、重量、火葬、焼却時間の測定と記録

カ 残骨、残灰は分離して、指定された場所に保管

キ 炉前、監視室、事務室への業務連絡の実施

ク 都市ガス停止時の非常用バーナーへの切替及びその操作

ケ 火葬用耐火物（セラミック・煉瓦・キャスタブル）等は熱損傷するため、毎朝の点検清掃等において、ライニング塗布・張替・打替等の小破修理を実施

コ その他関連業務

(3) 炉前・葬祭ホール・靈安室業務

- ア 着棺、告別、納棺、収骨及び退場までの儀式
- イ 遺族、会葬者との接客対応
- ウ 火葬証明書等の取扱い
- エ 葬祭ホール・靈安室利用者対応
- オ 靈安室・お別れ室への棺の出し入れ
- カ 使用機器具の日常点検及び清掃
- キ 年齢、性別、棺の種類等の記録
- ク その他関連業務

(4) 運転監視業務

ア 運転監視業務の実施

業務の実施に当たっては、墓地、埋葬等に関する法律、横浜市葬務事業関係例規及び電気事業法による自家用電気工作物の維持管理、運用に関する保安規程を遵守するとともに、運転・保守に係る取扱いを法に定めている場合は、当該法令の定めに従います。

なお、効率的な火葬炉運転及び緊急時の迅速な対応等を考慮して『運転監視業務計画書』を作成して、各設備を適正に運転・監視操作します。

イ 運転監視業務の内容

業務の内容は次のとおりとし、その細目は（別表－2）『運転・監視基準』によるものとします。

- (ア) 建築設備監視装置の運転及び監視業務
 - (イ) 炉中央監視制御装置の運転及び監視業務
 - (ウ) 告別・火葬・収骨の一連を行う火葬業務
 - (エ) 公害防止設備・公害監視装置の運転操作調整、監視報告業務
 - (オ) 電気設備（受変電設備、配電設備、発電機設備、動力設備、電灯設備、その他の電気設備）の運転及び監視業務
 - (カ) 空気調和設備（熱源設備、空気調和設備、換気設備、脱臭設備等）の運転及び監視業務
 - (キ) 給排水衛生設備（給水設備、排水設備、ガス設備、樹木等への補給水設備等）の運転及び監視業務
 - (ク) 消防用設備等（火災報知設備、非常放送設備、消火設備等）の操作補助及び監視業務
 - (ケ) その他建物に付帯する設備の操作及び監視業務
 - (コ) 特定建築物維持管理業務（別表－5）
- ウ 運転監視記録

運転監視業務における運転・測定・計測及び実施状況の記録は、別に定める各種運転日誌・月報に記録します。

(5) 巡視点検及び保守業務

巡視点検保守業務では次の事項を考慮して、『巡視点検保守業務計画書』を作成し、設備機器の正常な状態を確認します。

ア 巡視点検業務の実施

- (ア) 巡視点検業務では墓地、埋葬等に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法、消防法等関係法令（本市規則、規程を含む）建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令及び施行規則等を遵守し、安全、適正に点検・測定を行います。
- (イ) 巡視点検業務は、運転及び監視業務に付帯する業務とし、通常の使用状態で計器指示値、視覚、聴覚、臭覚及び触覚等五感による点検・測定を原則とし、職員は必要に応じて振動計、残留塩素測定器、温度計、騒音計、大気測定機器等により精密に測定して報告します。
- (ウ) 巡視点検業務では常備する計器・工具等を用い、水質、異音、異臭、汚損、過熱、変色、腐食、発錆、損傷、緩み、漏れ、亀裂、脱落及び不点灯等の状態巡視並びに計器等により点検・測定を行います。

(イ) 保守業務は関連法令に準拠し、火葬炉設備及び建築設備を常に最良の状態に維持し、事故の防止及び耐用年数の延長を図ることを目的として安全、適正に行うものとします。

(オ) 保守業務では、巡視点検の際に不備のある箇所及び状態を発見した場合、職員が常備する計器、工具等により実施できる原因調査、小破修理、調整、補充、交換、清掃、ペイント補修、給油、フィルター交換及び設備・機器の定期的な清掃並びに障害等の排除及び応急処置を行うものとします。

イ 巡視点検保守業務の内容

業務の内容は次のとおりとし、その細目は（別表－2）『運転・監視基準』、（別表－3）『火葬炉設備点検』及び（別表－4）『電気設備巡視点検・保守基準』によるものとします。

(ア) 建築監視制御設備の巡視点検

(イ) 電気設備の巡視点検（日常点検、月例点検を含む）

(ウ) 空気調和設備の巡視点検

(エ) 給排水設備の巡視点検

(オ) 消防用設備等の巡視点検（消防用設備点検資格を必要としない）

(カ) 飲料水の水質測定

(キ) 各法に定める巡視点検

(ク) 敷地境界等東部斎場構内の巡視点検

(ケ) その他建物に付帯する設備の巡視点検

ウ 点検記録

巡視点検業務の実施結果は、職員が各種点検記録表等を作成記録し、斎場長に報告します。また、結果をまとめた書類については市にも報告します。

エ 障害等の排除

職員は設備の運転、操作及び使用上の障害となるものの有無を点検し、注意標識等を取付け、障害の発生が除去されるまで、その汚損、損傷等が無く適正に取付けられていることを確認し、管理します。

オ 応急処置

職員は、設備機器等の故障、異常を早期に発見し応急処置を行い、その被害の波及を防止します。また、重大な危険が認められる場合は、送電の停止、あるいは機器の運転を停止します。これらの措置を行った場合は、直ちに、斎場長に状況を通報するとともに必要な措置を迅速に行い、市にも通報します。

(6) 火葬炉保守点検

ア 設備について、下記記載に基づき、年1回点検を実施

イ 既存火葬炉メーカーによる保守点検を推奨

ウ 点検結果は報告書にまとめて提出

エ 点検時に不良部品が発見された場合は、適合する部品と交換

オ 点検完了後に総合試運転を行い各種データの確認を実施

カ 点検結果の報告に基づき、修繕計画を提出

キ 点検結果に基づき、火葬炉等大規模な修繕は協議のうえ、市が実施内容等を決定

ク 点検項目については（別表－3）『火葬炉設備点検』を基本とし、その他必要と認める場合は適宜点検を実施

(7) 炉中央監視室の監視操作

ア 始業・終業、日常点検及び給油、調整、小破修理

イ 事故防止及び事故の早期発見並びに報告

ウ パーソナルコンピューターを起動し、日誌、月報、年報を作成

エ 1日の火葬業務終了後、日誌を作成し斎場長へ報告。また、閲覧用資料を作成

オ 火葬ごとに生ずるNO_x、SO₂、CO、ばいじん、特定悪臭物質等は（別表－6）『火葬炉の設

- 計基準値（排気筒）】以下になるよう、運転・監視操作（的確な制御）を実施
- カ これらの公害物質の排出状況について、年1回以上測定を実施し、測定結果について市に報告
- ※測定の結果、関係法令に基づく環境基準値を超える値を計測した場合、市と協議のうえ、速やかに改善措置を講じる
- キ 火葬する遺体の年齢、性別、棺の種類等は、炉前からの連絡を受けて火葬パターンを的確に選定
- ク 各警報が発生したら運転マニュアルに基づき確実な運転操作を実施
- ケ 的確な制御を行うために、パソコンコンピューター及びシーケンサーのプログラム変更を実施
- コ 火葬運転データを基に炉別・系列別に年齢・火葬時間・燃料消費量・主燃炉温度・再燃炉温度・NO_x・SO₂・CO・O₂等統計解析業務を実施

(8) その他

- ア 場内設備の運転操作
- (ア) 業務中、場内設備に故障・事故が発生した場合は斎場長へ報告し適切に処置
- (イ) 火葬炉機器の点検は別表により点検表を作成し、毎日業務終了後、斎場長に報告
- (ウ) 斎場長は各種報告等を受けて、場内の運転操作に支障がないか日々確認を実施
- イ 運転管理値
- (ア) 火葬炉の設計基準値（排気筒）を超えた時は、火葬後、点検マニュアルに基づき点検を実施した結果を記録し、斎場長の承認を受ける
- (イ) 監視室に設置されている統計用パソコンの入出力操作を行い、運転の状況を分析し、業務管理を実施
- ウ 警備及び駐車場誘導に関する業務
- (ア) 機械警備を導入するとともに、夜間警備員（2名以上）を配置する
なお、夜間警備員のうち1名は総合操作盤（職員執務室内）前に常駐し監視する
- (イ) 1階駐車場及び2階車寄せに誘導員（3名以上）を配置し、交通誘導を行う
- (ウ) 敷地外駐車場については大型バス等斎場敷地内駐車場に入庫できない大型車両の利用を想定しています。斎場の利用状況等に応じて対応します。
- エ 残骨灰の適切な管理
- (ア) 残骨灰は指定した場所に適切に保管。東部斎場の敷地外に移動されていない残骨灰の所有権は、市に属する
- (イ) 市が契約した買受人に対して引き渡しを行う場合、指定管理者はこれに立ち会う
- (ウ) 引き渡し時には所定の計量伝票に数量を記載し、買受人と確認を行った上で、市に報告
- (エ) 毎年度の契約内容に準じて取り扱うこととし、引き渡しの日時等は買受人と指定管理者で調整
- (オ) その他具体的な契約内容などは、必要に応じて市から指定管理者に情報提供を実施
- オ 一類感染症等死亡者の火葬
- (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）において、一類～三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症で死亡した遺体は火葬することが義務づけられており（感染症予防法第30条第2項）、死亡後24時間以内に火葬ができる（同法第30条第3項）
- (イ) 東部斎場で研修や訓練を実施する場合はこれに参加し、受け入れの際の対応方法について習熟に努める
- カ 災害（自然災害、都市型災害など）発生時の応援
- (ア) 災害発生時は死亡者が急増するため公衆衛生及び人道上、火葬業務の遂行に最大限協力して対応
- (イ) 災害発生時は、「災害点検マニュアル」に基づき機器の点検・補修を行い、結果を斎場長に報告
また、時間外及び休場日に発生した場合の対応は市と指定管理者で別途協議
- (ウ) 災害発生時は、通常の1日の火葬枠数の上限を撤廃し、勤務体制、受付時間の変更等を実施
- (エ) 災害発生時の業務内容は、原則として本仕様書の内容に準拠
- (オ) 人員の増員、専門技術者及び修理機材等の要請は、別途協定を締結
- (カ) 災害に備え、東部斎場での防災訓練を年間1回以上計画し、実施
- (キ) その他必要な事項は、市と指定管理者の協議により決定

(1) 火葬件数実績

過去3年間の北部斎場及び市営4斎場での火葬実績は下記のとおりです。

	北部斎場での火葬件数実績	市営4斎場での火葬件数実績
令和4年度	12,629件	34,539件
令和5年度	12,878件	36,610件
令和6年度	12,483件	37,330件

(2) 東部斎場年間取扱件数見込み

年間12,000～14,400件

(3) 火葬枠数

火葬枠数は下記に定める下限枠、上限枠の範囲内で指定管理者が火葬予約時間も含めて運営案を作成し、市との協議により決定します。年間の火葬目標件数は事業計画作成の際の目安として参考としてください。

	令和9年度～
1日の下限枠	35枠
1日の上限枠	56枠
年間の火葬目標件数	12,000件

ア 火葬枠数設定の調整方法

(ア) 指定管理者は年間の事業計画書に火葬計画を盛り込んで市に提出してください。

この際、午前9時から午後3時までの時間帯のうち一部の時間帯で火葬枠を設けない場合や午後3時以降の時間帯に火葬枠を設ける場合、あるいは、火葬炉や付帯設備の保守点検等により一部休炉等が想定される場合は、必ず火葬計画に記載し、市と協議してください。

(イ) 具体的な火葬枠数は2か月ごとを目安に調整し、調整が完了した火葬枠数を基に、市が斎場予約システムに登録します。

イ 設定に当たっての留意事項

(ア) 1日の中でも時間帯によって火葬需要が異なるので、これに十分配慮して設定します。

(イ) 火葬需要が高まる冬季は、火葬需要を満たせるよう火葬枠の設定に努めます。

(ウ) 他の市営斎場が休場する期間は火葬需要が高まるため、市内全体の火葬需要を満たせるよう火葬枠数を設定することに配慮してください。休場の予定がある場合には事前に協議を行います。

(エ) 東部斎場の火葬炉の修繕等により一部休炉が必要な日程など市が認める場合は、火葬枠数の1日の下限枠を下回る設定となる場合があります。

(4) 1日の火葬スケジュール

斎場の利用時間である午前9時から午後5時までの間で火葬枠を設定します。年間の火葬枠設定について事業計画と合わせて市に提出し、日ごとの火葬スケジュールは、指定管理者の作成した火葬枠設定案を基に、調整のうえ決定し、火葬日前日までに指定管理者が斎場予約システムに登録します。

なお、火葬日前日の夕方に決定した炉番号は、斎場予約システムから利用者にメールで通知される予定です。

8 施設の維持管理業務等

(1) 施設等の維持管理

指定管理者には、本建物を常に良好な状態に保ち、快適で安全な利用環境を保持し、財産の保全と利用者及び職員の安全確保を図ることが求められています。このため、建物及び設備について、関係法令に従い保守点検を実施し、建物の破損及び汚損に対する予防保全に努め、日常の点検を行っています。日常点検に当たっては本市の「維持保全の手引」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づき、建物・設備の定期的な点検を行い、結果を市に報告します。

なお、点検や修繕等は、原則休場日に実施するとともに、東部斎場の利用に支障が出ないように配慮します。

(2) 点検項目等

指定管理者は別添2「施設維持管理業務一覧（参考例）」を参考に維持管理計画書を作成し、事業計画書と合わせて提出します。

なお、本施設においては、昇降機設備（エレベーター、エスカレーター）、自動ドアについてはフルメンテナンス契約による保守管理を行います。建築基準法第12条の点検（昇降機に関するものを除く）は原則市が行います。

建物に不具合を発見した際には、速やかに市に報告し、施設の運営に支障をきたさないよう直ちに保全措置を実施し、その結果を市に報告します。自家用電気工作物についても、指定管理者は、電気事業法その他の法令等に基づき必要な管理体制（保守点検業務を外部に委託することも可）を整え、適切に対応してください。

(3) 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、一件あたり100万円（税込み）、及び年間合計400万円（税込み）の範囲内で、指定管理者が負担して実施します。修繕の実施内容は毎月市に報告しますが、今後実施予定の修繕も合わせて記載します。また、修繕の実施内容がわかるように記録し、委託して実施する場合は委託業者から報告書を受理して、これを保管します。年間400万円（税込み）を超えて修繕が必要な場合は、市と指定管理者の協議により定めます。

(4) 大規模修繕

火葬炉をはじめとする1件あたり100万円以上の修繕については市で契約の上、実施しますが、実施内容、実施時期については優先順位、実施時期、予算の執行状況を考慮し、指定管理者と協議の上決定します。

(5) その他

ア 残骨灰

市では、残骨灰の売り払い収入を活用して斎場の利用環境向上に努めています。指定期間中の東部斎場での実施内容については予算や優先順位等を見極めた上で、指定管理者と協議の上、決定しますが、指定管理者として利用者のニーズを踏まえた取組等がある場合は積極的に市に提案してください。

イ 植栽管理（作業項目等の詳細は、別添3「横浜市東部斎場 緑の維持管理水準書」参照）

指定管理者は、維持管理水準書に基づく維持管理の水準を十分に理解した上で、樹木や草花等の植栽の管理を行い、良好な状態を維持すること。

9 湯茶、売店の運営

(1) 湯茶接遇、日常清掃等

当該業務は、遺族感情等を考慮しながら円滑かつ迅速に業務を遂行することが求められるため、斎場業務を理解する必要があります。また、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図る必要があります。よって、公共的施設における湯茶接遇・日常清掃の業務実績を有し、継続的に対応できる市内障害者団体に業務を行わせることを原則とし、業者選定の際には市と協議することとします。

ア 業務内容

(ア) 休憩室の湯茶設置等業務

3階の各休憩室に茶器（ポット、急須、湯呑（以下同じ。））等を事務室からの指示で指定された休憩室へ運搬します。茶器等の交換、休憩室及び葬祭業者等控室の整理整頓並びに飲食物等のごみの室外搬出を行います。また、利用者の入替に伴い、休憩室の清掃及び整理整頓を行います。

(イ) 日常清掃業務

休憩室、湯沸室及びトイレなどの各諸室は掃除機又はモップ等による床面及びガラス面等の清掃

及び消耗品の補充、斎場建物外周や2階中庭など屋外は枯葉、ごみ等の収集及び歩道の除草などの清掃を行います。

(ウ) その他、上記に付随する業務

施設管理者と受託者の間で、協議のうえ実施してください。

イ 業務範囲

斎場敷地内その他これらに付帯する箇所

ウ 労働環境

上記の業務内容、業務範囲を充足した上で、東部斎場の運営状況に応じて指定管理者は適切な労働環境の確保に努めます。

なお、運営改善等に向けて労働条件の変更や調整が必要な場合は受託者、指定管理者、市の3者の協議により、これを決定します。

(2) 売店

東部斎場の利用者の利便性に寄与するために、売店や自動販売機での飲料や菓子類、その他利用者のニーズを踏まえた商品の販売及び軽食の提供を行います。売店については、指定管理者に目的外使用を許可します。売店事業者については、福祉的見地に基づき、指定管理者が市内障害者団体を委託先として選定します。

なお、委託する市内障害者団体は、公共的施設における売店業務の実績を有し、サービス・衛生状況などが優れ、長期にわたり継続的に対応できることに配慮することとし、業者選定の際には市と協議することとします。また、市内障害者団体に業務を行わせる場合は目的外使用料を全額減免とします。

指定管理者は、キャッシュレスの導入を売店事業者に求めるなど、利用者の利便性向上に努めてください。また、施設運営にあたっては、売店事業者と連携して取り組んでください。

10 経理等の取扱い（細目）

(1) 利用料金の収入

利用料金は指定管理者の収入とします。（横浜市斎場条例第7条）

(2) 利用料金の設定

指定管理者は、次の表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て利用料金を設定します。利用料金の設定又は変更の際には、市と指定管理者で事前に協議を行ったうえで、書面にて市長に申請し、その承認を得てください。指定管理者は、承認された利用料金を適用する最初の日までに3か月を超える期間を設けて十分に周知を行ってください。ただし、指定当初に既存料金の変更無く利用料金の申請を行う場合は、承認後、利用者等に対し速やかに周知します。

東部斎場利用料金

種別	利用料		
	市内	市外	
火葬炉	10歳以上	12,000円	50,000円
	10歳未満	8,000円	34,000円
	死胎	2,400円	10,000円
	人体の一部	2,400円	10,000円
休憩室	40人用	5,000円	7,500円
葬祭ホール	通夜	小ホール 15,000円	小ホール 22,500円
	告別式	ホール 35,000円	ホール 52,500円
	通夜又は告別式に準ずるもの	大ホール※ 70,000円	大ホール 105,000円

靈安室		1日につき 3,500円	1日につき 10,000円
-----	--	--------------	---------------

※大ホールはホール2部屋をつなげて利用する場合の料金

(3) 利用料金の減免

横浜市斎場条例第7条第4項に基づき利用料金の全部又は一部を免除することができます。市営斎場では住所地特例による斎場使用料等の減免を実施しているため、東部斎場においても運用します。

(4) 利用料金の管理

指定管理者は、利用者から徴収した利用料金に関する帳簿を作成し、管理します。運営に当たっては専用の通帳で適切に管理するとともに、取扱いのできる職員の制限や、責任者による点検など厳重な管理を徹底してください。

また、斎場運営経費と自主事業による収支はそれぞれ管理します。

既存の市営斎場では、受付で収納した現金について事務室内に設置した入金機を使用して管理しています。事務室内に入金機を設置することにより、現金の振り込み事務負担の軽減と現金輸送時の事故リスクの解消を図っています。入金機を設置する場合は、指定管理者が契約事業者と協議をして下さい。

なお、入金機を使用する場合の使用料は指定管理者が負担するものとします。

【参考】既存斎場の入金機の契約先：株式会社横浜銀行（業務代行者：綜合警備保障株式会社）

(5) 指定管理料の支払方法

指定管理業務に係る経費は、応募時の提案額に基づき、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに本市の予算の範囲内で、市と指定管理者が協議して決定します。（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）年度ごとに提出する事業計画書と収支予算書を基に各月の支払額を協議し、具体的には年度協定書で定めます。

(6) 精算規定

経営の安定化を図るため、下記に示す項目は精算します。

ア 小破修繕費

施設の安定稼働、確実な施設保全を推進するため、年間400万円（税込み）を小破修繕の予算額とします。

なお、小破修繕に係る年間の執行合計金額が400万円を超えた場合は、当該金額を超えた修繕は、市の負担により実施します。

イ 自主事業

指定管理者の自主事業により得た収益または支出超過分についてはその一切の精算を行いません。

(7) 手数料の収納業務

斎場では申請があった場合、火葬証明書等の交付業務を行っており、これらの手数料の収納業務を行います。収入があった場合には収入日報を速やかに市に送付し、収納した手数料は次の金融機関の営業日までに市が指定する納付書を用いて入金します。

なお、手数料の収納に当たって、市は指定管理者に対して業務を委託し、別途協定を締結します。

(8) 目的外使用・貸付関係一覧

市は、東部斎場の管理区域内において、次のとおり一部を指定管理者及び民間事業者に使用の許可（「行政財産の目的外使用許可」）及び土地の貸付契約を締結する予定です。

○予定の許可一覧

使用許可の内容	使用許可の相手方
売店の設置（自動販売機数台含む）	指定管理者（売店事業者は市内障害者団体）
自動検針通信端末装置の設置	東京電力パワーグリッド株式会社

※自動販売機等設置運営に係る光熱水費は電気代の負担者へ納入します。

※職員が駐車場を使用する場合は別途目的外使用許可の申請と必要経費の納付が必要です。

(9) 備品の取扱い

指定管理者は、本指定管理実施の用に供するため、市が所有する備品（以下「備品（I種）」といふ。）を適切に管理します。また指定管理者は自己の費用により購入または調達した備品（以下「備品（II種）」という。）を帳票に記載し、備品（I種）と区別して管理します。備品の取扱いは基本協定書に定めるとおりとし、基本協定書に定めのない項目については市と指定管理者の協議により決定していきます。

(10) 施設の損害賠償保険

指定管理者は、公募要項に記載された条件を満たす、施設の賠償責任保険に加入します。また、加入する保険概要を事業計画書に記載します。

なお、現在市営斎場で加入している損害賠償保険の概要は下記のとおりです。

【損害賠償保険の概要】

ア 対人賠償：1名につき3,000万円／1事故につき1億円（免責金額なし）

イ 対物賠償：1事故につき1,000万円（免責金額なし）

ウ 付加特約等：施設所有管理者特約条項及び昇降機特約条項をセットとする。

事故対応費用担保追加条項及び被害者対応費用担保追加条項は両方セットとする。

11 モニタリング・評価

(1) 成果指標の設定

指定管理者は、P D C Aサイクルを活用して、施設運営の持続的な改善を行うことが求められます。このため、公募提案時に作成する事業計画書には、本市斎場の運営に求められる「火葬需要に応じた斎場運営の実施」及び「利用者サービスの向上」に資する具体的な成果指標項目を設定してください。

また、指定期間中の目標及び目標達成に向けた具体的な取組を事業計画書に記載します。単年度の事業計画書にも年間の指標に基づく目標と具体的な取組を記載し、年度末には目標と実績との差異を踏まえた振り返りを行い、次年度の事業計画書作成に生かしてください。

設定する成果指標は、斎場を取り巻く課題等を認識したうえで、以下の2つの項目に関連する具体的な目標を1つ以上設定してください。また、市が示した2つの項目の他に、より良い斎場運営の実現に向けて、独自に目標を追加して設定することも可能です。

なお、指定候補者決定後、提案された成果指標の具体的な内容とその達成状況に応じた対応は市と指定管理者の協議の上、決定します。

1：火葬需要に応じた斎場運営の実施

(例) 冬季（12月1日～2月28日）の開場日数83日以上 ※1月1日、1月2日は休場

2：利用者サービスの向上

(例) 東部斎場の利用者サービスに対する満足度

令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
80%以上			90%以上	

※上記観点を参考に管理運営等に関する指標は、指定管理者が設定します。

モニタリングを実施する際に活用する基本的事項として、次の項目を基本協定書に規定します。

ア 每年度の事業計画書の提出（指標に対する目標値を含む）

イ 每年度の事業報告書等の提出

ウ 市による管理運営状況の把握（報告、実地調査等）

エ 市による指示・指導の実施

オ 指示・指導に従わない場合の措置（指定取消・業務停止等）

カ 第三者評価の実施

キ 利用者満足度の把握（アンケート、会議、モニター調査等）

(2) 指定管理者による自己評価

指定管理者は、自らの管理運営が施設の設置目的や協定書、仕様書等に沿って行われているか、指

標に対する目標値を達成しているか等について確認するため、年1回以上、自己評価を行います。自己評価は、事業計画や成果指標等に基づき実施します。

なお、指定管理者は、自己評価の結果を基に、業務の改善策を検討し、改善計画を策定するとともに、速やかに実行します。市からの求めがある場合、指定管理者は自己評価の結果、改善計画及び改善結果を市に定められた期日までに報告します。

(3) 市（環境施設課）による評価

指定管理者による事業報告書の作成及び市への提出について地方自治法上も義務とされており（第244条の2第7項）、市（環境施設課）は協定書及び毎年作成・提出を行う事業報告書の記載項目に基づく指定管理者の管理運営状況の確認を行います。また、必要に応じて書面報告、実地調査、ヒアリング等により点検を行います。

事業報告書には、次の項目を必ず記載します。

- ア 運営状況（火葬実績、休憩室など施設の利用実績等）
- イ 事業収支状況
- ウ 自主事業実施状況
- エ 建物の管理状況（施設の点検、修繕実施状況、備品等管理状況等）
- オ 利用者からの声、要望への対応状況
- カ 成果指標に対する達成状況
- キ 自己評価と改善計画

業務点検の結果、指定管理者による業務実施内容が必要な条件を満たしていない場合、あるいは横浜市斎場指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）など第三者評価による指摘事項が速やかに改善されない場合、本市は指定管理者に対して業務の改善を指示します。指定管理者は、改善指示を受けた場合、本市に対して改善策を提示するとともに速やかに実行し、その結果を報告します。また、本市は業務点検の結果を公表します。

また、日常の管理運営の状況を把握し、持続的改善を促すことを目的として、市（環境施設課）は定期的に、次に基づきモニタリングを実施します。

- ア 関係書類の確認（例：日報、経理関係書類等）
- イ 実地調査の実施
- ウ 適切な指示・指導の実施
- エ 指示・指導に対する改善状況の確認

施設の安定的な管理運営を確保するため、年1回を目途として、指定管理者となっている事業者等の団体の財務状況を把握します。具体的には、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の確認を行います。

また、備品は、年に1回は物品管理簿と現物の突合せ（棚卸し）をして管理状況等を確認します。

なお、以上の市による評価の結果については、事業計画書及び事業報告書を本市ウェブサイトに掲載します。

(4) 第三者評価機関・選定評価委員会による評価

本市における第三者評価は、市及び指定管理者とは異なる客観的な視点に立って、管理運営水準の向上を目的に選定評価委員会による評価を実施します。第三者評価を受ける義務については、横浜市斎場条例第4条で規定する他、指定管理者と締結する協定においても規定します。実施時期は、第三者評価実施後の施設運営に評価結果を生かす必要性と、各施設の運営が安定した時期に評価する必要性を考慮し、指定期間が5年の場合、原則として2～3年目に実施し、以降の運営水準の向上に活用します。

(5) モニタリング・評価結果に基づく改善指導等

モニタリングや評価の結果、業務が仕様書等の水準を満たしていない場合、あるいは第三者評価による指摘事項が速やかに改善されない場合は、市は指定管理者に対して是正や改善を指示します。指定管理者は、改善指示を受けた場合、本市に対して改善策を提示するとともに速やかに実行し、その結果を報告します。指定管理者が市からの改善指導等に従わない時、または指定管理継続が適当ではないと選定評価委員会が認める時は、業務の一部又は全部の停止を命じるとともに、指定管理料の減

額や指定の取り消しができるものとします。

12 指定期間前の準備業務

指定管理業務等に関して円滑に進められるように、指定管理者は指定期間の開始日前から市と別途委託契約を締結し、準備業務を行います。

指定管理者は、円滑な業務が行えるよう指定期間の開始までに、各種業務の習得を行ってください。指定管理期間前に市が行った許可のうち、当該事業期間外に係るものについては、引継ぎのうえ、現指定管理者が行った処分とみなします。ただし、不許可処分については、市が行った処分とみなします。

13 指定期間後の業務引継ぎ

第2期の指定管理者が変わる場合、令和14年4月1日以降の指定管理者となる団体への業務内容等の引継ぎについては、利用者の利便性が損なわれないようにするため、円滑に行ってください。

14 その他留意事項

(1) 関係法令の遵守

指定管理者は、施設の維持管理、運営業務の内容に応じて、横浜市東部斎場指定管理者公募要項4(6)に記載のある関係法令、条例、規則等を遵守します。また改正等があった場合にもその趣旨を踏まえて適切に対応します。

(2) 行政手続きの準用

指定管理者は行政手続法及び横浜市行政手続条例（平成7年3月条例第15号）の行政庁（市長）として、法令の規定に基づいた運営を行います。また、指定管理者が利用者等へ指導を行う場合には、市の機関に準ずるものとして同条例の趣旨に則り適切に行います。

(3) 文書の管理・保存

指定管理者の業務の実施に伴い作成し、または受領する文書等については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月規則第25号）の規定に則り、文書の管理等に関する規定等を定めて適正な管理を行います。

なお、指定管理期間が終了時点等で、保有する文書を市に引き渡すものとします。

(4) 情報公開

指定管理者は、業務を行うに当たって作成し、又は取得した文書等で、指定管理者が管理しているものについては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月条例第1号）に基づき、適正に情報公開を行います。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月法律第57号）」に基づき、業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合は、その取扱いに十分留意し、情報漏えい、滅失の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報の保護のために必要な措置を講じます。また、個人情報の取扱いに関する重要性を職員全員が認識して職務にあたるとともに、研修などを通じて取扱いのルール確認や事件、事故の防止に向けた取組について、職員への浸透を図ります。

なお、個人情報を漏らす等の行為を行った場合には、同法律に基づく罰則が適用されます。

(6) 守秘義務

指定管理者は、業務を行うに当たって知り得た内容を第三者に漏えいし、又は、業務以外の目的のために使用することはできません。

なお、指定期間終了後も同様とします。

(7) 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに当たっては、機密性等の観点から保護する情報セキュリティの重要性を認識し、情報漏えいなどのセキュリティに関する事件、事故を発生させないよう万全のセキュリティ対策を実

施します。東部斎場内では多くのシステムが扱われているので、斎場内のネットワーク構成を確認し、支障なく運営ができるようにします。合わせて、業務用パソコン及び業務用メール等の適切な使用、職員個人の情報リテラシー向上に向けた研修や日頃の意識啓発などにも積極的に取り組みます。

(8) 利用者等からの苦情等への対応

指定管理者は、斎場運営における陳情や苦情に対応するために、相談窓口の連絡先等を広く周知し、連絡先、意見に対する対応の体制及び手順等について施設内に掲示するなど対応します。また、苦情等を受け付けた場合は、当該苦情の内容、対応事項等を記録し、定められた期日までに市に報告します。

(9) 業務継続性の確保

地震、風水害、感染症等の流行などその他各種災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市が定める各種計画を踏まえ、指定管理者が管理運営する施設における、業務の継続性の確保に努めます。特に火葬の予約受付時間が決まっていることから、開場日は確実に火葬ができるよう努めます。非常事態時には、業務時間内外を問わず、市及び指定管理者が相互に速やかに連絡を取ります。業務継続が困難な場合は直ちに市に報告するとともに、対応方針については別途協議を行います。

(10) 暴力団の排除

指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例及び横浜市暴力団排除条例に基づき、業務に当たります。特に横浜市暴力団排除条例第9条に規定する「公の施設の管理における暴力団排除」については、これを遵守します。

(11) 利用者に対する差別の禁止

指定管理者は、東部斎場の利用者に対して、国籍や文化、言語の違いなどによるいかなる差別も行わないものとし、施設の運営に当たっては、「横浜市人権施策基本方針」に準拠したうえで、幅広い人権に関する理解と問題意識をもって業務を行います。職員は日頃から研修等を通じて人権感覚を磨き自己啓発に努めます。また、斎場は公の施設であることを念頭におき、公平な運営を行うこととし、特定の利用者、団体に有利あるいは不利となるような運営は禁止します。

(12) コンプライアンスに関すること

ア 法令遵守に関する申告

過去2年間及び指定管理期間中に下記に該当する事由があった場合には速やかに市に報告します。

(ア) 市から指名停止に該当する事由があった場合

(イ) 法人・団体に法令等の違反により公訴を提起され、又は、行政庁による監督処分がなされた場合

(ウ) 法人・団体の役員またはその使用人による次の事由があった場合

(エ) 指定管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れがある行為があった場合

*選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件提案に係る提出書類の提出後であっても、速やかに本市に書面にて報告してください。場合によっては再審査を行う場合があります。

イ 事務処理ミス防止の取組

事務処理ミスの発生は市民、利用者からの信用を失うこととなり、時には市民、社会に重大な影響を与えることとなります。業務上で扱う個人情報の取扱い、受付での現金取扱事務など様々な場面で、確認不十分・不注意等を主たる原因とした事務処理ミスを発生させることがないよう業務を遂行してください。また、風通しの良い職場の雰囲気づくりや職員への研修等を通じて、職員の意識啓発にも継続的に取り組みます。

事務処理ミスが発生した場合は速やかに市に報告し、その後の対応等について協議します。また、市からの要請に基づく調査等についても速やかに対応するとともに、再発防止策を検討、実施します。

ウ 心付け等の固辞

公平な対応及び市民の信頼確保を図る見地から、会葬者や葬祭関係業者等から一切の金品の受領を禁止します。金品の受領は職務の中立性を失わせ、市民からの信頼を失うこととなりますので、斎

- 場職員全員でこれを徹底します。
- エ 選定評価委員会との接触の禁止
選定の公平性・透明性を確保するため、公募に応募したもの又はしようとするものは、選定評価委員会において選定結果が出されるまでの間、当該選定に関して、選定評価委員会の委員と接触することを禁止します。

(13) 研修の実施

職員は斎場運営に必要な知識、技術などの習得に努める必要があるため、斎場長を責任者として必要な研修を実施します。とりわけ人権、環境施策、個人情報保護・情報セキュリティなど斎場職員として、もとより公の施設の職員として必要な知識技術の習得に積極的に取り組みます。また、市から要請のある研修についてはその内容に則して実施します。

15 協議

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、市及び指定管理者は誠意をもって協議します。

【別表－1】 管理対象設備表

1. 中央監視：制御設備

整理No.	名称	設備概要	単位	数量
1-1	炉中央監視装置	火葬炉設備の運転監視	式	1
1-2	建築設備監視装置	建築付帯設備運転監視	式	1
1-3	案内表示システム	案内表示（パソコン、表示器等）	式	1

2. 火葬炉設備

整理No.	名称	設備概要	単位	数量
2-1	主燃焼炉	台車式（標準炉：14基、大型炉：2基）	基	16
2-2	再燃焼炉	主燃焼炉直上型（標準炉：14基、大型炉：2基）	基	16
2-3	炉内台車	耐火物一体型（標準炉：14基、大型炉：2基）	基	16
2-4	炉内台車移送装置	電動チェーン式（標準炉：14基、大型炉：2基）	基	16
2-5	断熱扉及び昇降装置	電動上下自動開閉式	基	16
2-6	主燃焼炉バーナー	都市ガスバーナー（上下傾動式）	基	16
2-7	再燃焼炉バーナー	都市ガスバーナー（固定式）	基	16
2-8	冷却前室	引戸型、照明付	基	16
2-9	燃焼送風機	電動機直結型（圧力制御装置付）	基	16
2-10	冷却送風機	電動機直結型（標準炉：14基、大型炉：2基）	基	16
2-11	排ガス冷却器	空気混合式（標準炉：14基、大型炉：2基）	基	16
2-12	集塵機	乾式バグフィルター（標準炉：14基、大型炉：2基）	基	16
2-13	排風機	Vベルト連結型	基	16
2-14	排気煙道	鋼板製ライニングダクト	式	16
2-15	排気筒	鋼板製ライニング短煙突（雨水対応型）	基	16
2-16	脱塩装置	消石灰メインタンク、粉体輸送装置 消石灰個別タンク、粉体噴霧装置	式 式	1 16
2-17	残灰集塵設備	消石灰輸送配管、切替弁、補給口 サイクロン、バグフィルター、ルーツブロワ 吸込み口、集塵配管、排出口	式 基 式	1 2 1
2-18	飛灰吸引設備	バグフィルター、ルーツブロワ 集塵配管、排出口	基 式	2 1
2-19	圧縮空気設備	油冷式スクリュコンプレッサ エアタンク 空気配管、フィルター、ドレン処理装置	基 基 式	3 1 1
2-20	電気・計装設備	共通動力盤 系列動力盤（標準炉：14面、大型炉：2面） 中央監視装置 炉制御盤、炉操作盤、前室操作盤、炉動力盤 炉前操作盤 酸素濃度計 計装機器 大気温度計 風向風速計 地震計	面 面 式 式 面 式 式 台 台 台 台	16 1 16 16 16 16 16 1 1 1 1
2-21	公害監視装置	排ガス分析計（NOx, SOx, CO, O2, HCl, ばいじん）	基	16
2-22	付属装置	棺運搬台車 炉内台車運搬車 化粧扉	台 台 基	8 1 16

3. 電氣設備

整理No.	名称	設備概要	単位	数量
3-1	受変電設備	受電方式 1回線受電 3相 6.6kV 50Hz 契約電力 1285kW、受電設備容量 2950kVA 電灯Tr 4台、動力Tr 5台、VCB 12台	式	1
3-2	配電設備	動力盤 31面、電灯分電盤 12面	式	1
3-3	非常用発電装置	ガスタービン 6.6kV 1000kVA	台	1
3-4	蓄電池設備	鉛蓄電池 100V 100AH /10hr ×54セル	台	1
3-5	負荷設備	電灯・コンセント、動力	式	1
3-6	弱電設備	電話、電気時計、インターほん、放送装置、 案内表示器、TV共聴設備、自動火災報知設備、 緊急呼出、ITV等	式	1
3-7	太陽光発電設備	10kW 太陽電池モジュール、パワーコンディショナ 計測監視装置等	式	1

4 空氣調和設備

整理No.	名称	設備概要	単位	数量
4-1	空冷モジュールチラー	空冷ヒートポンプチラー（高効率・耐塩害仕様） 冷却/加熱能力 118.0kW/118.0kW	台	5
4-2	水冷モジュールチラー	水冷ヒートポンプチラー 冷却/加熱能力 55.0kW/62.2kW	台	1
4-3	冷温水ポンプ（水冷チラー系統）	ラインポンプ 32φ 65 リットル/min × 10mAq	台	2
4-4	冷温水ポンプ（地中熱系統）	片吸込渦巻ポンプ 65φ × 365 リットル/min × 25mAq	台	2
4-5	冷温水ポンプ（地中熱系統）	ラインポンプ 50φ × 275 リットル/min × 25mAq	台	2
4-6	加湿用ポンプ	吐出圧力一定制御タンク一体型給水ポンプ	台	1
4-7	冷温水ヘッダー	寸法 200φ × 2900mm（往）、200φ × 2900mm（還）	台	各1
4-8	熱交換器	プレート熱交換器 254.5kW	台	1
4-9	冷温水膨脹水槽	容量 200 リットル（空冷チラー系統）、200 リットル（地中熱系統）	台	各1
4-10	エアーハンドリングユニット	能力 冷房 100.0kW 暖房 100.3kW 能力 冷房 137.8kW 暖房 144.8kW 能力 冷房 23.0kW 暖房 17.7kW 能力 冷房 56.0kW 暖房 44.3kW 能力 冷房 56.0kW 暖房 44.3kW 能力 冷房 61.0kW 暖房 48.8kW 能力 冷房 61.0kW 暖房 48.8kW	台	1
4-11	水冷パッケージエアコン	能力 冷房 77.5kW 暖房 90.0kW 能力 冷房 67.0kW 暖房 77.5kW 能力 冷房 61.5kW 暖房 69.0kW 能力 冷房 67.0kW 暖房 77.5kW 能力 冷房 56.0kW 暖房 63.0kW	台	1
4-12	空冷冷暖パッケージエアコン	能力 冷房 67.0kW 暖房 77.5kW 能力 冷房 40.0kW 暖房 45.0kW 能力 冷房 22.4kW 暖房 25.0kW 能力 冷房 61.5kW 暖房 69.0kW 能力 冷房 77.5kW 暖房 90.0kW	台	1

4-13	個別空冷パッケージエアコン	能力 冷房 112.0kW 暖房 125.0kW 能力 冷房 4.5kW 暖房 5.0kW 能力 冷房 4.5kW 暖房 5.0kW 能力 冷房 3.6kW 暖房 4.0kW 能力 冷房 3.6kW 暖房 4.0kW 能力 冷房 3.6kW 暖房 4.0kW 能力 冷房 5.6kW 暖房 6.3kW 能力 冷房 10.0kW 暖房 11.2kW 能力 冷房 7.1kW 暖房 8.0kW 能力 冷房 7.1kW 暖房 8.0kW 能力 冷房 14.0kW 暖房 16.00kW	台	1
4-14	全熱交換器		台	9
4-15	給気ファン		台	32
4-16	排気ファン		台	60
4-17	換気扇		台	16
4-18	排煙ファン	片吸込みファン (床置) #6 37,500 m³/h 770Pa 片吸込みファン (床置) #5 1/2 35,150 m³/h 810Pa 軸流ファン (床置) #11 54,750 m³/h 460Pa	台	1 1 1
4-19	フィルタユニット		台	38
4-20	VAV		台	52
4-21	脱臭装置	ダクト挿入型	台	32

5. 衛生設備

整理No.	名称	設備概要	単位	数量
5-1	受水槽 (上水系統)	容量 5.85m3、材質 FRP	基	1
5-2	受水槽 (雑用水系統)	容量 8.8m3、材質 FRP	基	1
5-3	消火補給水槽	容量 0.5m3、材質 FRP	基	1
5-4	加圧給水ポンプ (上水系統) 加圧給水ポンプ (雑用水系統)	推定末端圧一定制御ポンプユニット 32 φ × 50 φ × 80 ^{回数} /min × 39mAq × 1.1kW 推定末端圧一定制御ポンプユニット 40 φ × 65 φ × 110 ^{回数} /min × 32mAq × 2.2kW	組	1 1
	水中ポンプ (雑用水系統)	自動型水中ポンプ 32 φ × 50 φ × 110 ^{回数} /min × 18mAq × 0.75kW	組	1
5-5	屋内・屋外消火栓ポンプ 泡消火ポンプ	屋内・屋外兼用消火栓ポンプユニット φ 125 × 1,100 ^{回数} /min × 82mAq 泡消火ポンプユニット φ 125 × 1,015 ^{回数} /min × 82mAq	台	1 1
5-6	泡薬剤タンク	400L型	台	1
5-7	ガス湯沸器	ガス瞬間湯沸器 (屋外壁掛型) 16号 34.9kW ガス瞬間湯沸器 (FF式屋内壁掛型) 32号 69.2kW	台	3 2
5-8	電気温水器	飲・雑兼用電気温水器 容量 12 ^{リットル}	台	11
5-9	雑排水・湧水排水ポンプ (ピット湧水系統) 雑排水・湧水排水ポンプ (駐車場系統)	自動型水中ポンプ 50 φ × 100 ^{回数} /min × 15mAq 自動型水中ポンプ 50 φ × 100 ^{回数} /min × 15mAq	組	4 4
5-10	汚水排水ポンプ	汚水排水水中ポンプ	組	1

		50 φ × 180 ^φ /min × 21mAq 汚水排水水中ポンプ 50 φ × 180 ^φ /min × 15mAq SUS製シンク下設置床置型 (パイプ導入型) 流入量 25 ^φ /min	組	1
5-11	グリストラップ	SUS製地中埋設型 (パイプ導入型) 流入量 45 ^φ /min	台	4
5-12	ガソリントラップ		台	4
5-13	汚水槽	容量 16.3 t、9.45t	槽	2
5-14	消火水槽	容量 34.5t	槽	1
	泡消火水槽	容量 24t以上	槽	1
5-15	雨水貯留槽	容量 234 t	槽	1
5-16	雑用水槽	容量 66.7 t	槽	1
5-17	湧水槽		槽	4
5-18	浄化槽設備	合併浄化槽 133m ³ /日	式	1

6. 昇降機設備

整理No.	名称	設備概要	単位	数量
6-1	エレベーター (一般者用)	乗用エレベーター24人乗 1600kg、60m/min、4stops	基	2
6-2	エレベーター (業者用)	乗用エレベーター15人乗 1000kg、60m/min、5stops	基	1
6-3	エレベーター (機器搬入用)	荷物用エレベーター 1500Kg、45m/min、3stops	基	1
6-4	エレベーター (棺用)	人荷用エレベーター28人乗 1900Kg 45m/min, 2stops	基	1
6-5	エスカレーター	階段幅604mm、35度、5500mm	基	4

7. その他施設

整理No.	名称	設備概要	単位	数量
7-1	ガスガバナ		式	1
7-2	LPGボンベ庫		式	1

【別表－2】 運転・監視基準

項目	運転操作	監視	記録
中央監視・制御設備	火葬炉監視 ①火葬炉パターン運転 ②異常時の手動操作 ③制御量の設定	①運転状況 ②温度、圧力 ③排ガスデータ ④警報、故障	a 運転データ b 故障・警報履歴 c 集計 d 上下限異常 e 状況変化 f 各種計量値 g 記録・分析
	中央監視・制御設備 (クラウドBEMS) ①監視 a 設備 b 防災 ②運転・制御 a グループ運転操作 b 個別遠隔発停 c スケジュール運転及びプログラミングの設定 d 自動制御設定値の変更 ③省エネルギー運転・制御 a 最適起動運転 b 台数制御 c 力率制御 ④各種指示値の確認と記録	①監視盤又はディスプレーによる監視 a 運転状態表示 b 警報又は故障 c 制御異常 d 上下限値 e システムチェック	a 故障・警報履歴 b 集計 c 上下限異常 d 状況変化 e 各種計量値 f 月報、年報 g 火災時制御 h 停電、復電 i 復電時順序復帰 j 加湿禁止出力
案内表示システム	①運転炉の選定 ②故人情報の入力	①表示、放送及びITVによる火葬の進行状況監視	a 予約状況 b 月報、年報
電気設備	受変電設備 ①停電・送電の主幹開閉器の操作 ②力率改善用コンデンサーの投入解放操作 ③各種計器の指示値、積算値等の読み取り	①電力需給状態 ②開閉器の投入状態 ③力率、デマンド及び負荷の状態	a 電力需給日誌 b 指示値 c 積算値 d 異常
	配電設備 ①分電盤分岐開閉器のリセット及び投入・開放操作	①動力負荷の運転停止の状態 ②故障停止の有無	a 指示値 b デマンド値
	負荷設備 ①動力・電灯設備の定時運転(点灯)及び停止(消灯)操作 ②電流計指示値の読み取り	①振動、異音、異臭 ②ゆるみ、過熱状態	a 指示値 b 積算値 c 絶縁抵抗測定
	非常用発電装置 ①保守点検の起動停止操作 ②制御用開閉器の操作 ③主開閉器の操作 ④燃料の補給	①切替開閉器の正常位置 ②起動用空気圧力	a 電圧 b 温度 c 圧力 d レベル等
	蓄電池設備 ①充電電圧・電流の調整 ②切替開閉器の操作	①スイッチ類の正常位置 ②充電電流・電圧値 ③液量・液温の異常警報の有無	a 電圧・電流 b 充電電流 c セルの比重

項目	運転操作	監視	記録	
空気調和換気設備	熱源 (空冷・水冷チラ一)	①運転及び停止操作 ②ポンプ等関連機器の運転及び停止	①運転状態(異音・振動) ②電流値 ③負荷流量 ④凍結防止制御 ⑤温度・圧力	a 運転時間 b 冷温水：出口・入口温度 c 電流値 d 熱量 e 高低压圧力値
	空気調和機	①運転開始前熱源機器等の関連装置の運転確認 ②運転及び停止操作	①運転状態(異音・振動) ②電流値 ③負荷流量 ④全熱交換器及びエアフィルターの状態	a 運転時間 b 冷温水：出口・入口温度 c 空気出口・入口温度 d 電流値 e 熱量
	パッケージ型空気調和機	①関連機器(各種ポンプ)等の運転操作 ②運転及び停止操作 ③運転中の機内圧・電流・油圧・温度等の適正保持	①運転状態(異音・振動) ②温度・圧力 ③電流値 ④フィルターの状態	a 運転時間 b 热源水出口・入口温度 c 吹出口温度 d 高低压圧力値 e 電流値
	送風機・排風機等	①運転及び停止操作	①運転状態(異音・振動) ②電流値	a 電流値
	全熱交換器	①運転及び停止操作	①運転状態(異音・振動) ②電流値 ③エアフィルターの状態	a 電流値
	ポンプ	①運転及び停止操作	①運転状態(異音・振動) ②電流値	a 電流値
	フィルターユニット		①フィルターの状態	a 抵抗値(差圧計)
給排水設備	遺体保冷庫	①運転及び停止操作	①運転状態(異音・振動) ②庫内温度 ③庫内清掃(細菌やカビの蓄積防止) ④冷凍機フィルター目詰まり点検清掃	a 庫内温度
	給水設備	①給水ポンプの自動・交互発停運転の確認 ②ボールタップ等の作動 ③ポンプ等の常用・予備切替操作	①満・減水 ②自動制御装置の作動状態 ③センサーの動作状態	a 流量計指示値 b 残留塩素
	排水設備	①排水ポンプの運転 ②電極・フロートの動作	①運転状態 ②圧力・電流値 ③満水 ④フロートの動作状態	a 温度 b 圧力 c 電流値
	雨水ろ過設備	①給水ポンプの発停運転 ②ろ過器の運転 ③電極の動作	①運転状態 ②電極の動作状態 ③薬液残量 ④満・減水	a 流量計指示値 b 残留塩素
浄化槽設備	浄化槽設備	①水中機器の運転確認 ②地上機器の運転確認 ③制御盤による動作確認 ④フロートの動作確認 ⑤スクリーンの動作確認 ⑥スクリーン及び各水槽のゴミ除去 ⑦臭突ファンの動作確認 ⑧膜の薬液洗浄 ⑨汚泥移送	①汚泥の蓄積状況 ②清掃の要否 ③制御盤の動作 ④消毒剤、薬液残量確認・補充 ⑤膜装置の状態確認 ⑥水質の状態確認 ⑦各機器の外観状態、音振動 ⑧流入水・放流水の簡易水質検査及びパックテスト	a 溶存酸素DO b 活性汚泥量MLSS c 水温 d pH e 機器運転状態 f 処理水量 g 生物状態の所見 h 法律に基づく水質測定 i 膜の吸引圧力

項目	運転操作	監視	記録
消防用設備	消火設備 ①水消火設備 a 屋内(屋外) 消火栓設備 b 泡消火設備 ②ガス消火設備 a 窒素ガス消火設備 ③移動式粉末消火設備 ④大型消火器	a 各種スイッチ類の定位置 b タンク、水槽等の圧力・水位 c ポンプ類の起動 d 自動警報装置の作動 e 消火剤貯蔵容器圧力 (指示圧力計) f 放出表示灯 g 起動装置電源表示灯 h 遅延装置の作動 i 換気機器の停止 j 表示灯の点灯 k 使用期限	動作箇所とその原因・対応
	警報装置 ①自動警報及び手動通報装置 a自動火災報知設備 b消防機関へ通報する火災報知設備 c非常警報設備 dガス漏れ火災報知設備等 ②警報発報時の現場確認と音響スイッチ、火災復旧スイッチ灯の補助操作	a各種スイッチ類の定位置 b電源表示灯 c確認灯	動作箇所とその原因・対応
	排煙装置 ①排煙設備 a排煙機手動起動装置の補助操作 b排煙風道・防火ダンバ等の遠隔復帰の補助操作	a防災盤の表示灯	—
	非常電源 ①自家発電設備 ②蓄電池設備	a各種スイッチの定位置 b充電電圧・電流	—
	その他の防災設備 ①防火戸及び防火シャッター	a防火盤表示灯 b外観点検	—
その他	エレベーター エスカレーター 自動ドア ①運転開始前の設備確認 ②運転及び停止操作 ③扉の開閉機構 ④施錠機構	a運転状態	—

【別表－3】火葬炉設備点検

(1)火葬炉本体

設備名	点検対象	点検項目
火葬炉本体	主燃焼炉	炉体ケーシング ①外観、塗料の変色（耐火材の亀裂による熱漏れの有無） ②外観膨張（耐火材の亀裂による熱漏れ）発生の有無
		炉内耐火材 ①耐火材の脱落、摩耗、亀裂等の損傷の点検 ②セラミック部分表面コーティングの点検 ③クリンカ付着、焼却灰堆積の有無→付着物、堆積物の除去
		測定口 ①焼却灰の堆積による通気障害の有無→堆積物の除去
		空気供給口 ①焼却灰の堆積による通気障害の有無→堆積物の除去
		炉内台車シール部分 ①パッキンの摩耗状態確認 ②焼却灰堆積の有無→堆積物の除去
		確認口部分 ①サイトホールガラス面汚れの有無→汚れ除去
炉内台車	再燃焼炉	炉体ケーシング ①外観、塗料の変色（耐火材の亀裂による熱漏れの有無） ②外観膨張（耐火材の亀裂による熱漏れ）発生の有無
		炉内耐火物 ①耐火材の脱落、摩耗、亀裂等の損傷の点検 ②セラミック部分表面コーティングの点検 ③クリンカ付着、焼却灰堆積の有無→付着物、堆積物の除去
		空気供給口 ①焼却灰の堆積による通気障害の有無→堆積物の除去
		保炎口 ①円形状の状態、煉瓦の亀裂、摩耗の確認
		台車耐火物 ①亀裂、摩耗等の損傷の点検 ②付着物の確認→付着物の除去
断熱扉	炉内台車移送装置	台車ケーシング ①変色、変形の確認 ②車輪、連結フックの動作状況確認
		動作 ①炉内装入時のクリアランス、シール状態の確認
		外観 ①ボルトの緩み、塗装変色等の確認 ②レール上異物の確認→異物除去
	昇降装置	チェーン ①チェーン表面の給脂状態の確認→チェーンオイル給脂
		動作 ①運転時の異音発生の有無 ②チェーン張り具合の確認 ③炉内台車停止位置の確認
燃焼機器	主燃焼炉 バーナー	扉ケーシング ①外観、塗料の変色（耐火物の亀裂による熱漏れの有無） ②外観膨張（耐火物の亀裂による熱漏れ）発生の有無 ③チェーンフック取付部の緩みの有無
		扉耐火物 ①耐火物の脱落、摩耗、亀裂等の損傷の点検
		扉シール部分 ①パッキンの摩耗状態確認
	昇降装置	扉ガイド ①ボルトの緩み、塗装変色等の確認
		チェーンブロック ①チェーン表面の給脂状態の確認
		動作 ①運転時の異音発生の有無 ②扉開閉停止位置の確認 ③扉閉鎖時のシール状態の確認
		外観・状態 ①本体の変色等の確認 ②バーナーコンバスター形状の確認 ③バーナーノズル、点火プラグ付着物の確認 ④傾動部分パッキンのシール状況確認 ⑤火炎検出器取付サイトホールガラス面の汚れ有無→汚れ除去
		動作 ①傾動動作時の異音発生の有無 ②上下停止位置の確認
	燃焼	①バーナー前ガス圧力、空気圧力の確認 ②燃焼時の異音発生有無

設備名		点検対象	点検項目
燃 燒 裝 置	再燃焼炉 バーナー	外観・状態	①本体の変色等の確認 ②バーナーコンバスター形状の確認 ③バーナーノズル、点火プラグ付着物の確認 ④火炎検出器取付サイトホールガラス面の汚れ有無→汚れ除去
		燃焼	①バーナー前ガス圧力、空気圧力の確認 ②燃焼時の異音発生有無
配 管	燃料配管	配管・機器類	①ガス漏れの点検（継手バルブ類からの漏れ等） ②区分バルブの開閉状況 ③配管サポート類支持金具類の点検 ④圧力計の指針点検 ⑤識別塗装の点検 ⑥ガス電磁弁の動作点検 ⑦ガス流量調節弁の動作点検 ⑧ガス流量計の動作確認（数値確認）
冷 却 前 室	冷却前室	外観・動作	①外観点検 ②手動引戸の動作状態確認 ③前室内照明の形状、点灯状況確認 ④前室冷却ダンパーの開閉動作確認

(2) 付帯装置

設備名		点検対象	点検項目
送 風 機	燃焼送風機	外観・状態	①ボルト緩みの有無 ②ジャバラ配管部分の亀裂有無 ③圧力制御装置の連結リンクの緩み有無
		動作	①運転時の異音発生有無 ②吐出圧力の確認 ③動力盤面電流値の値確認
排 氣 裝 置	冷却送風機	外観・状態	①ボルト緩みの有無 ②ジャバラ配管部分の亀裂有無
		動作	①運転時の異音発生有無 ②動力盤面電流値の値確認
	送風機BOX	外観・機能	①フィルターの埃有無→埃除去
排 氣 裝 置	排ガス冷却器	外観・状態	①外観、塗料の変色（熱漏れの有無） ②温度制御装置の連結リンクの緩み確認
	煙道（冷却器1次側）	外観	①外観、塗料の変色（熱漏れの有無）
排 氣 裝 置	煙道（冷却器2次側）	外観・状態	①外観、板金の変色（熱漏れの有無） ②飛灰の堆積の有無 ③集塵機2次側の飛灰漏洩有無 ④エキスパンションの亀裂、素材状態の確認
		外観・状態	①外観、板金の変色（熱漏れの有無） ②圧力制御装置の連結リンクの緩み確認
排 氣 裝 置	排気筒	外観・機能	①外観、板金の変色（熱漏れの有無） ②ドレン水の確認
	排風機	外観・状態	①外観、板金の変色（熱漏れの有無） ②Vベルトの張り具合の確認 ③軸受への給脂
		動作	①運転時の異音発生有無 ②動力盤面電流値の値確認
排 氣 裝 置	集塵機	外観・状態	①外観、板金の変色（熱漏れの有無） ②駆動部のボルト緩みの有無 ③ホッパー内部の飛灰堆積状態の確認 ④クリーンルーム内の飛灰漏洩有無
		動作	①エアー圧力の指示圧確認 ②逆洗動作の確認 ③飛灰排出動作の確認 ④フィルター差圧の値確認

設備名		点検対象	点検項目
脱 塩 装 置	消石灰メインタンク 粉体輸送装置	外観・状態	①外観の変色、変形の有無 ②消石灰の漏れの有無 ③消石灰貯留状態の確認
		動作	①エアー圧力の指示圧確認 ②逆洗動作の確認 ③エアノッカーの動作確認 ④レベル計の動作確認 ⑤消石灰輸送1サイクルの動作確認 ⑥運転時の異音発生有無
	消石灰個別タンク 粉体噴霧装置	外観・状態	①外観の変色、変形の有無 ②消石灰の漏れの有無 ③消石灰貯留状態の確認 ④噴霧送風機の固定のボルト緩み確認
		動作	①エアー圧力の指示圧確認 ②エアノッカーの動作確認 ③レベル計の動作確認 ④運転時の異音発生有無
	消石灰輸送配管	状態	①配管、ホース内消石灰詰りの有無 ②消石灰の漏れの有無
		動作	①切替弁の動作確認
残 灰 集 塵 設 備	サイクロン	外観・状態	①外観の変色、変形の有無 ②残灰の漏れの有無
	バグフィルター	外観・状態	①外観の変色、変形の有無 ②残灰の漏れの有無 ③フィルターの損傷確認
		動作	①エアー圧力の指示圧確認 ②逆洗動作の確認
	ルーツプロワ	外観・状態	①外観の変色、変形の有無 ②Vベルト張り具合の確認
		動作	①運転時の異音発生有無 ②動力盤面電流値の確認
	集塵配管	外観・状態	①外観の変色、変形の有無 ②集塵灰の詰り確認
飛 灰 集 塵 設 備	バグフィルター	外観・状態	①外観の変色、変形の有無 ②残灰の漏れの有無 ③フィルターの損傷確認
		動作	①エアー圧力の指示圧確認 ②逆洗動作の確認
	ルーツプロワ	外観・状態	①外観の変色、変形の有無 ②Vベルト張り具合の確認
		動作	①運転時の異音発生有無 ②動力盤面電流値の確認
	集塵配管	外観・状態	①外観の変色、変形の有無 ②集塵灰の詰り確認
圧 縮 空 気 設 備	コンプレッサ	状態・動作	①外観 ②潤滑油の状態、量の確認 ③ボルト緩みの有無 ④運転時の異音発生有無 ⑤運転・停止時の圧力確認 ⑥排出ドレン確認 ⑦付属タンクのドレン抜き(週1回) ⑧吸込み口フィルターの清掃
	エアタンク	状態・動作	①外観 ②タンク内部のドレン確認、排出
	配管	状態・動作	①空気漏れ箇所の確認 ②エアメインフィルタの確認→予備品と交換 ③バルブ開閉位置の確認 ④供給部圧力指示の確認

設備名		点検対象	点検項目
	ドレン処理装置	状態・動作	①処理水の清水確認 ②吸油フィルターの状態確認
電気計装設備	共通動力盤 系列動力盤	動力機器装置	①各動力機器の配線と駆動時の負荷電流確認 ②シーケンサーの動作状況 ③各種スイッチの動作連動確認 ④切替スイッチの位置（自動・手動） ⑤盤内クーラードレン確認、処理
	中央監視装置	外観・機能	①PCの起動、停止動作確認 ②PCの冷却空気吸込み口部分の確認 ③各種データ出力状況の確認 ④シーケンサー動作状況 ⑤進行状況表示、信号の確認
	炉付属盤	外観・機能	①運転状況表示確認（圧力、温度、電流値、周波数等） ②シーケンサー動作状況 ③各種スイッチの動作連動確認 ④切替スイッチの位置（自動・手動）
	炉前操作盤	外観・機能	①スイッチ信号の確認
	酸素濃度計	外観・機能	①酸素濃度値の確認（燃焼時、停止時） ②清掃弁の動作確認
	計装機器	外観・機能	①計器表示値の確認（運転時、停止時） ②停止時計器のゼロ点校正 ③機器測定口の点検、清掃 ④測定機器故障時の予備品との交換
排ガス分析装置	ガス採取器 (1次フィルター)	機能	①エレメントの交換（周期：1カ月） ②ホルダキャップ、エレメントキャップの交換（周期：3カ月） ③Oリング交換（周期：6カ月）
	ドレンポット	機能	①ドレン確認、処理
	内部フィルター (2次フィルター)	機能	①エレメントの交換（周期：1カ月） ※2箇所
	ドレントラップ	外観、機能	①水量の確認、水道水補充
	吸引ポンプ	外観、機能	①運転音、振動、過熱等の動作状況 ②配管のゆるみ、損傷 ③吐出圧力が規定範囲の確認 ④ポンプダイヤフラムの交換（流量異常時）
	流量計	外観、機能	①規定流量の確認 ②汚損の状況
	ミストキャッチャー	機能	①目視確認変色している場合は交換
	分析計	機能	①アラーム履歴の確認 ②校正履歴の確認
	HCL計	機能	①透過度の確認
付属装置	標準ガスボンベ	ボンベ圧力	①1次、2次圧力の確認
	棺運搬台車	外観・機能	①バッテリー液の確認、補充 ②ボルト緩みの有無 ③動作（走行、リフト）時の異音発生有無 ④警告音の確認 ⑤ブレーキの確認

設備名		点検対象	点検項目
付 属 装 置	炉内台車運搬車	外観・機能	①バッテリー液の確認、補充 ②ボルト緩みの有無 ③動作（走行、台車転載）時の異音発生有無 ④警告音の確認 ⑤ブレーキの確認
	化粧扉	外観・機能	①外観点検 ②開閉動作の確認
その他		機器製造メーカーが指定する点検項目	

【別表－4】 電気設備巡視点検・保守基準

機器名	点検・保守項目	点検周期		
		日	月	6月
受変電設備	断路器	①碍子の汚損、損傷の有無 ②端子及び刃の接触部変色の有無	☆ ☆	
	遮断器	①ブッシングの汚損、破損、亀裂の有無 ②安全ロック機構 ③動作表示 ④異温、異臭の有無 ⑤操作部の損傷、緩みの有無	☆ ☆ ☆ ☆ ☆	
	変圧器	①モールドの汚損、亀裂の有無 ②温度の適否 ③異音、異臭、振動の有無 ④外箱の汚損、錆、油漏れの有無 ⑤碍管の汚損、端子部過熱の有無 ⑥冷却ファンの運転状態	☆ ☆ ☆ ☆ ☆	☆
	電力用コンデンサー	①外箱の汚損、損傷、腐食、膨張、油漏れの有無 ②異音、異臭の有無 ③碍子の汚損、端子部過熱の有無	☆ ☆ ☆	
	計器用変成器	①外部汚損の有無 ②異音、異臭の有無	☆ ☆	
	母線・ケーブル	①外観の異常の有無	☆	
	電力ヒューズ	①保護筒の汚損、損傷、腐食の有無 ②碍子の汚損、損傷の有無 ③端子部の過熱、変色の有無	☆ ☆ ☆	
	受電盤・配電盤 (キュービクルを含む)	①外観の汚損、損傷の有無 ②信号灯、表示灯の点灯確認 ③各計器指示値確認、記録 ④切替器の位置確認	☆ ☆ ☆ ☆	
	保護継電器	①カバー、ガラスの汚損、破損の有無 ②動作表示用ターゲットの状態確認	☆	☆
	電気室	①漏水、浸水跡の有無確認 ②天井、壁等の金物類取付状態の良否 ③空調、換気の状態確認	☆	☆ ☆
配電設備	幹線・バスダクト等	①汚損、変形、過熱、変色の有無 ②支持金物の取付状態の良否 ③フランジ締付部弛みの有無	☆ ☆ ☆	
	分電盤	①外観の汚損、損傷の有無 ②盤内電装品の取付状態、外取付器具類の異常の有無 ③接続端子部の過熱の有無 ④信号灯、表示灯の点灯状態の確認 ⑤照明用リモコン通熱の有無	☆ ☆ ☆ ☆ ☆	
負荷設備	電動機	①外観の汚損、損傷の有無 ②異常振動、異音、異臭の有無 ③各部過熱の有無確認	☆ ☆ ☆	
	制御盤・操作盤	①外観の汚損、損傷の有無 ②表示灯類の点滅状態 ③異音、異臭の有無 ④端子部の緩み、変色、過熱の有無 ⑤計器指示値の確認と記録	☆ ☆ ☆ ☆ ☆	
	電灯設備・コンセント・その他機器	①器具外観の汚損、損傷の有無 ②器具取付・使用状態の良否 ③不点滅管球の交換	☆ ☆ 適宜	

機器名	点検・保守項目	点検周期		
		日	月	6月
発電機設備	原動機	①外観の汚損、発錆、漏油、漏水及び漏気の有無 ②潤滑油の油量適否、汚れ、漏れの有無 ③燃料油の油量適否、漏れの有無 ④冷却水の水量適否、漏れの有無 ⑤油・水系統の弁類の開閉状態確認 ⑥試運転による各計器類指示値の確認と記録		☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆
	発電機	①外観の汚損、損傷、発錆の有無 ②軸受油量の適否 ③試運転による異常振動、異音、異臭の有無 ④防振装置の機能確認 ⑤ブラシ、スリップリング、整流子等の摩耗、変色、異常スパークの有無		☆ ☆ ☆ ☆ ☆
	発電機盤	①外観の汚損、損傷の有無 ②各計器の指示値の確認と記録 ③自動・手動切替器の常用位置の確認		☆ ☆ ☆
蓄電池設備	蓄電池	①液量の適否 ②電極板の変形、損傷、脱落の有無 ③端子部の変形、腐食、締付ボルトの緩みの有無 ④架台の損傷、発錆、腐食の有無		☆ ☆ ☆ ☆
	充電装置	①外観の汚損、損傷の有無 ②表示灯類の点灯状態の確認 ③異音、異臭の有無 ④充電電圧、電流の適否確認と記録		☆ ☆ ☆ ☆
弱電設備	電話・電気時計・インターホン ・放送設備・案内表示器・ TV共聴設備・ITV・ 自動火災報知設備・緊急呼出等	①外観の汚損、損傷の有無 ②作動状態の確認		☆ ☆
その他	接地線	①外観の汚損、損傷の有無 ②支持金物の状態 ③接続状態の適否		☆ ☆ ☆

【別表－5】 特定建築物維持管理対象

対象	内容	回数
建築付帯	飲料水 給水設備	残留塩素の測定 膨張水槽、シャリー・給湯栓の 点検
	空調設備 加湿装置	空調機排水受の点検・清掃・換水 加湿装置の点検・清掃・換水

【別表－6】火葬炉の設計基準値（排気筒）

項目	基 準 値	備 考
ばいじん濃度	0.01 g / Nm ³ 以下	一工程の平均濃度の最大値
窒素酸化物濃度	180 ppm以下	同上
硫黄酸化物濃度	30 ppm以下	同上
塩化水素	8 mg/Nm ³ 以下	同上
一酸化炭素	30 ppm以下	同上
ダイオキシン類	1.0 ng-TEQ/Nm ³ 以下	同上
特定悪臭物質濃度	アンモニア 1 ppm以下	約5分間の平均濃度の最大値
	メチルメルカプタン 0.002 ppm以下	同上
	硫化水素 0.02 ppm以下	同上
	硫化メチル 0.01 ppm以下	同上
	二硫化メチル 0.009 ppm以下	同上
	トリメチルアミン 0.005 ppm以下	同上
	アセトアルデヒド 0.05 ppm以下	同上
	プロピオンアルデヒド 0.05 ppm以下	同上
	ノルマルブチルアルデヒド 0.009 ppm以下	同上
	イソブチルアルデヒド 0.02 ppm以下	同上
	イソバレルアルデヒド 0.003 ppm以下	同上
	イソブタノール 0.9 ppm以下	同上
	酢酸エチル 3 ppm以下	同上
	メチルイソブチルケトン 1 ppm以下	同上
	トルエン 10 ppm以下	同上
	スチレン 0.4 ppm以下	同上
	キシレン 1 ppm以下	同上
	プロピオン酸 0.03 ppm以下	同上
	ノルマル酪酸 0.001 ppm以下	同上
	ノルマル吉草酸 0.0009 ppm以下	同上
	ノルマルバレルアルデヒド 0.009 ppm以下	同上
	イソ吉草酸 0.001 ppm以下	同上

※塩化水素を除き、酸素濃度12%換算値とする。なお、塩化水素濃度は酸素濃度換算しない。

臭気指数	排気筒出口	30 以下
	敷地境界	15 以下

騒音基準	敷地境界	基準値 75dB(A) 以下	-
	告別収骨室	基準値 60dB(A) 以下	目標値 55dB(A)
	作業室(炉室) (炉の半数が稼働時)	基準値 80dB(A) 以下	目標値 65dB(A)

振動基準	敷地境界	基準値 70dB(A) 以下
	作業室(炉室) (炉の半数が稼働時)	基準値 60dB(A) 以下

【別表－7】火葬炉保守点検

(1) 火葬炉点検

分類	名称	点検項目	作業内容
火葬炉本体	主燃焼炉 再燃焼炉	①炉体ケーシング ②耐火物 ③シール部分 ④炉付属計装機器・制御機器 ⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・目視による塗装変色、剥がれの確認 ・目視による金物歪み、膨らみの確認 ・ボルト、ナット緩みの確認 ・炉内から目視による脱落、摩耗、亀裂の確認 ・炉内から目視による耐火物のせり出し確認 ・炉内堆積物、付着物の確認と除去 ・空気供給口、測定口の堆積物、付着物清掃 ・目視によるセラミック材のコーティング状況の確認 ・目視によるセラミック厚さの確認。減りが判断された際は厚さ測定を行う ・目視によるセラミックの変質確認 ・炉内耐火物軽度補修 ・パッキンの摩耗状態確認。シール状態確認 ・表示値の確認（現在値とトレンドデータの過去値）必要に応じて測定部の清掃、測定部の確認。機器のゼロ点校正、スパン校正を行う。 ・制御機器の動作確認 ・警報履歴の確認、原因調査 ・運転時間、火葬実績の確認 ・手動バルブ開閉位置の確認 ・各種供給圧力値の確認
炉内台車	炉内台車	①台車耐火物 ②台車ケーシング ③車輪 ④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・目視による亀裂、摩耗、脱落、付着物の確認 ・目視による塗装変色、剥がれの確認 ・目視による金物歪み、膨らみの確認 ・移送装置連結フック、スプリングの状態確認 ・車輪回転状況の確認 ・補修及び入替年月日のチェックを行う
	炉内台車移送装置	①外観 ②動作・状態	<ul style="list-style-type: none"> ・目視による塗装変色、剥がれの確認 ・ボルト、ナットの緩み確認 ・運転時の減速機、軸受の異音確認 ・チェーン張り具合の確認、調整 ・チェーン表面の給脂状態確認→給脂 ・停止位置の確認、調整 ・経過年数に応じて絶縁抵抗の確認
断熱扉	断熱扉	①扉ケーシング ②扉耐火物 ③扉シール部分	<ul style="list-style-type: none"> ・目視による塗装変色、剥がれの確認 ・目視による金物歪み、膨らみの確認 ・ボルト、ナットの緩み確認 ・ガイドローラー回転状況確認 ・目視による亀裂、脱落、付着物の確認 ・パッキンの摩耗状態確認
昇降装置	昇降装置	①扉ガイド ②チェーンブロック ③動作・状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ボルト、ナットの緩み確認 ・ガイドローラー接触部分の摩耗状況確認 ・チェーン表面の給脂状態確認→給脂 ※別途電動チェーンブロック保守点検 ・運転時異音確認（チェーンブロック本体、ガイドローラー接触部分） ・扉閉鎖時のシール状態確認→閉位置調整

燃 燒 裝 置	主燃燒爐バーナー	①外觀 ②動作 ③燃燒	・炉外、炉内の両側から目視確認を行い、変形等が発生していないか確認 ・傾動部分パッキンシール状態の確認 ・傾動動作状況確認 ・バーナー火炎フレーム形状確認（長炎、短炎） ・燃焼音確認 ・高燃焼、低燃焼時のガス流量と空気量確認 ・該当機器の燃焼時動作状況確認
	再燃燒爐バーナー	①外觀 ②燃燒	・炉外、炉内の両側から目視確認を行い、変形等が発生していないか確認 ・燃焼音確認 ・高燃焼、低燃焼時のガス流量と空気量確認 ・該当機器の燃焼時動作状況確認
冷 却 前 室	冷却前室	①外觀・動作	・外観点検 ・手動引戸の動作状況確認 ・前室内照明の形状、点灯状況確認 ・前室冷却ダンパの開閉動作確認 ※必要に応じて火報連動確認 ・前室冷却ダンパの閉状態確認
送 風 機	燃燒送風機	①外觀 ②動作	・ボルト、ナットの緩み確認 ・ジャバラ配管部分の状態確認 ・圧力制御装置の状態確認 ・回転状況確認（異音、電流値、振動値） ・吐出圧力制御の確認
	冷却送風機	①外觀 ②動作	・ボルト、ナットの緩み確認 ・ジャバラ配管部分の状態確認 ・圧力制御装置の状態確認 ・回転状況確認（異音、電流値、振動値） ・吐出圧力制御の確認
	送風機 BOX	①外觀 ②動作	・フィルターの点検、清掃 ・塩害フィルターの差圧確認
排 氣 裝 置	煙道 排ガス冷却器	①耐火物 ②煙道ケーシング ②灰の堆積状態 ③保温の損傷	・煙道内の耐火物に脱落、亀裂の確認 ・各点検口より内部を目視し、錆などの腐食や熱損傷がないか確認 ・各点検口より内部を目視し、灰の堆積を確認 ・保温の損傷がないかを外部より目視確認
	排氣筒	①内外部の損傷	・点検口より排氣筒内部をチェックする ・頂部ノズルの状態をチェックする
	炉内圧力制御ダンパ 冷却温度制御ダンパ	①ダンパの損傷 ②作動確認	・ダンパの損傷状態をチェックする ・ダンパを作動させ、作動状態を確認する
	排氣ファン	①ケーシング内部及び インペラの状態 ②回転状態チェック ③振動及び異音 ④Vベルトの状態	・マンホールを開け、ケーシング内部及びインペラの付着物の有無等をチェックし清掃を行う ・作動時における電流、振動測定及び異音のチェックを行う ・商用回路での運転状況を確認する ・各固定ボルトの締め付けを行う ・Vベルトの点検及び張り調整を行う
	集塵機		※詳細別途記載
脱 鹽 裝 置	消石灰配管	①外觀、機能	・接続部で漏れがないか確認 ・内部に詰り、溜まりがないか確認
	各タンク	①外觀、機能	・内部の状況確認（ブリッジ、固着） ・レベル計の動作確認

		<ul style="list-style-type: none"> ・供給機の動作確認（異音、電流値、振動） ・吹込みプロワの動作確認（異音、電流値、振動） 	
集塵装置	集塵機、ルーツプロワ	※詳細別途記載	
	集塵配管	<ul style="list-style-type: none"> ・内部に詰り、溜まりがないか確認 ・残灰配管曲がり部分の配管厚み ・吸引圧制御装置の動作確認 ・吸引弁の状況確認、スプリングの交換 	
圧縮空気設備	コンプレッサー	※詳細別途記載	
	エアタンク	<table border="1"> <tr> <td>①機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・内部ドレンの確認、排出 ・空気漏れの確認 </td> </tr> </table>	①機能
①機能	<ul style="list-style-type: none"> ・内部ドレンの確認、排出 ・空気漏れの確認 		
配管	<table border="1"> <tr> <td>①機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・フィルタエレメントの確認、交換 </td> </tr> </table>	①機能	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタエレメントの確認、交換
①機能	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタエレメントの確認、交換 		
ドレン処理装置	<table border="1"> <tr> <td>①機能</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・処理水の確認 ・吸油フィルターの確認、交換 </td> </tr> </table>	①機能	<ul style="list-style-type: none"> ・処理水の確認 ・吸油フィルターの確認、交換
①機能	<ul style="list-style-type: none"> ・処理水の確認 ・吸油フィルターの確認、交換 		

(2) 集塵機（バグフィルター）保守点検

集塵機（16基）の保守点検を行う。

点検項目	主な点検内容
本機	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ布・逆洗パイプの取付け状態及びろ布の劣化状況 ・ケージリテナーの腐食や破損・変形の有無 ・ろ布及び清浄室の清浄空気側への粉じんの吹き漏れ ・点検扉及び点検口のパッキンの片寄や破損・劣化 ・ホッパー内部の粉じんの堆積・固着や結露等の水濡れ跡の有無 ・パルス逆洗装置の動作確認（電磁弁、ダイヤフラムバルブ動作、動作時間） ・ホッパーヒーターの制御動作確認
排出装置	<ul style="list-style-type: none"> ・排出バタ弁のダスト固着、損傷、動作時の異音・振動の有無 ・スクリューコンベヤのダスト固着、損傷、動作時の異音・振動の有無 ・スクリューコンベヤの軸封部からのリークの有無 ・スクリューコンベヤのチェーンの潤滑状況、チェーンカバーの破損や変形 ・スクリューコンベヤ動作時の電流値点検
圧縮空気	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルターレギュレーター、オートドレン内のドレン確認 ・エアーリーク確認 ・内部汚れの確認
ろ布	<ul style="list-style-type: none"> ・引張強度、伸び率、通気性の検査を実施し、ろ布劣化状況を確認する ※サンプル採取、実施時期協議
試運転	<ul style="list-style-type: none"> ・排風機を運転し、無負荷（燃焼なし）での差圧を確認する

(3) 残灰・飛灰集塵機保守点検

残灰集じん機（4台）の保守点検を行う。

点検項目	作業内容
ろ布交換	残灰集じん機に設置されているろ布（フィルター）及び固定用のクランプの交換を行う。
ルーツプロワ部品交換	ルーツプロワを分解点検し同時に消耗部品（ベアリング、オイルシール、Oリング、Vリング、シートパッキン、Vベルト等）の交換を行う。
残灰集じん機ケーシング	残灰集じん機内ケーシングを目視確認し腐食や破損等がないか確認する。
残灰集じん機逆洗動作確認	残灰集じん機を運転し逆洗動作が正常に作動するかパルスタイマー、電磁弁、ダイヤフラムの点検を行う。
ルーツプロワ内部点検	ルーツプロワを分解し内部ローター、ローター軸、タイミングギア、ベアリングホルダー、ブーリー、安全弁等の点検を行いローターにはステンレスコート塗装を施す。
試運転	点検完了後、残灰集じん機を運転しモーター電流、吸引圧力、集じん差圧、ルーツプロワの振動測定を行う。

(4) 電気計装点検

電気計装に関する下記の点検を行う。

分類	名称	点検項目	作業内容
電気制御機器	制御盤 (動力盤、監視盤、制御盤、操作盤)	① 電流計の設定及び負荷 ② サーマル設定の確認 ③ 絶縁抵抗測定 ④ 負荷電流測定 ⑤ ランプテスト	・動力盤の電流計の指針が正常であるかをチェックし、また、定格電流の設定が良好かをチェックする ・盤内のサーマル設定をチェックしランプが正常につくかをテストする ・各動力の絶縁抵抗を測定する ・負荷電流を測定する結合 ・ランプテストを行いランプ切れがある場合は交換する
	指示調節計	① 自動制御チェック ② 熱電対の損傷	・各指示調節計の作動を自動及び手動にてチェックする ・損傷状態をチェックする
	現場計装機器 (発信器、圧力スイッチ等)	① 自動制御チェック ② 作動チェック	・自動制御の状態を作動させチェックする ・手動にて作動させチェックする
	炎監視装置 (ウルトラビジョン、プロテクトリレー)	① 失火警報テスト	・主燃料手動弁を開にして、バーナ失火警報を出しチェックする
	ガス電磁弁、配管、付属品	① 作動チェック ② ガス漏れチェック	・電磁弁の作動状況をチェックする ・ガス漏れの有無を点検する

(5) 化粧扉保守点検

化粧扉（16基）の保守点検を行う。

点検項目	主な点検内容
建具	サッシの曲がりや傷み、点検カバーの弛みや変形を確認する。
扉廻り	扉の下がりや建付け、戸当りゴムや振れ止めの摩耗、手動動作での抵抗、ガイド内の異物の確認をする。
懸架装置	レールの曲がりや摩耗、レール・戸車のクリーニング、吊戸コロの摩耗を確認する。
駆動装置	チェーンの弛みや伸び、プーリー・連結金具の摩耗や破損、モーター、動作時の円滑性を確認する。
制御装置	コントロールボックスの動作、コネクタや終結部の弛みを確認する。
スイッチ	動作や取付状況、配線処理や終結部の弛みを確認する。
総合動作	試運転を行い開閉速度、開閉力、クッション、異音がないか確認する。

(6) コンプレッサー保守点検

コンプレッサー（3台）の保守点検を行う。

点検項目	主な点検内容
部品交換	防塵フィルタ、オイル、各種エレメント、Oリング、ペアリング等の点検・交換
圧縮機本体	腐食や損傷の確認、ボルト・ナットの緩み確認、本体オイル漏れの確認、運転時の異音確認
電動機関係	運転時の異音確認、電圧・電流値確認
補機・周辺機器関係	Vベルト、吐出配管、アンローダー配管、空気タンクに損傷や腐食はないか、電磁開閉器、電磁弁、制御システム、圧力センサーが正常に動作するか、電気配線やアースの接続に異常はないか確認する。
試運転	・運転しロード・アンロード運転の確認、空気漏れがないか確認 ・オートドレン排出動作の確認

(7) 排ガス分析装置保守点検

排ガス分析装置（16基）の保守点検を行う。

点検項目	主な点検内容
部品交換	年次交換部品（NOxコンバータ触媒管、シリカゲル、ゼロガス精製器触媒管）、消耗部品の点検交換
分析計本体	運転状態の確認、アラームの確認
校正ガス	校正ガスボンベ交換、設定
HCL計	透過率確認
試運転	分析計表示値と火葬炉中央監視装置表示値との確認

(8) 電動チェーンブロック保守点検

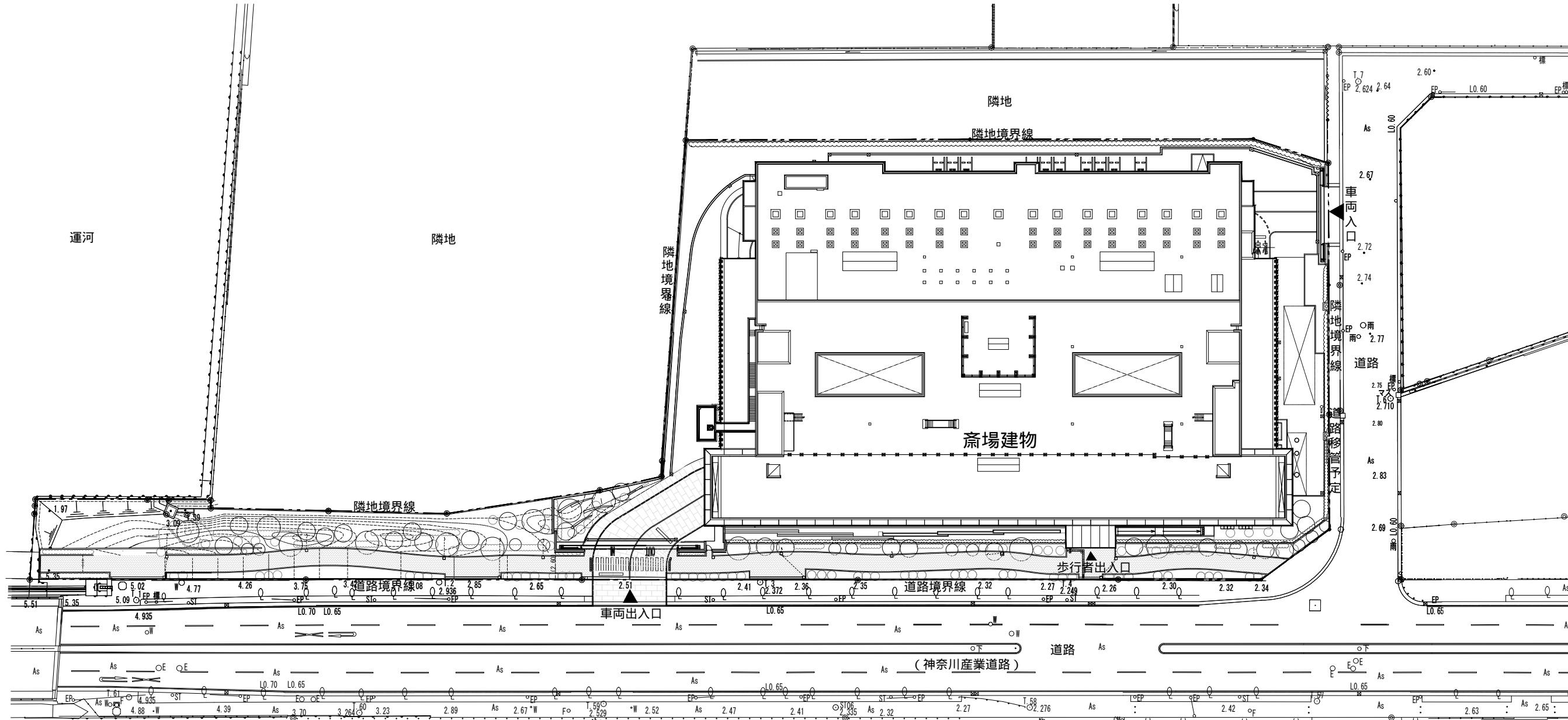
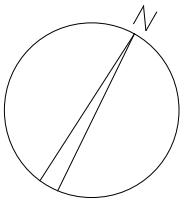
電動チェーンブロック（16基）の保守点検を行う。

点検項目	主な点検内容
歯車	巻き上げ歯車の摩耗や噛合波面の状況を確認する。
軸及び軸受け	歯車軸の状況及びころがり軸の損傷を確認する。
ブレーキ	ブレーキの作動状況及び異音、ブレーキギャップの状況、ブレーキオイル・ディスクの摩耗を確認する。
リミットスイッチ	リミットレバーの作動状況を確認する。
リンクチェーン	伸びが原寸法の5%を超えていないか、摩耗量が原寸法の10%を超えていないか、亀裂や変形等がないか、チェーンストッパー部の損傷はないか確認する。
フック	吊り部・回転の状況、吊りピンの状況、フックの開きや外れ止め金具・ピン取付部の摩耗を確認する。
配線	ケーブルの外傷・劣化・断線の有無、端末処理部に異常がないか確認する。
絶縁	全回路の絶縁抵抗値が1MΩ以上であるか測定する。
全体	オイル・グリスが注油されているか、また清掃を行いチェーン部に給油を施し試運転を行い各部動作が正常か確認する。

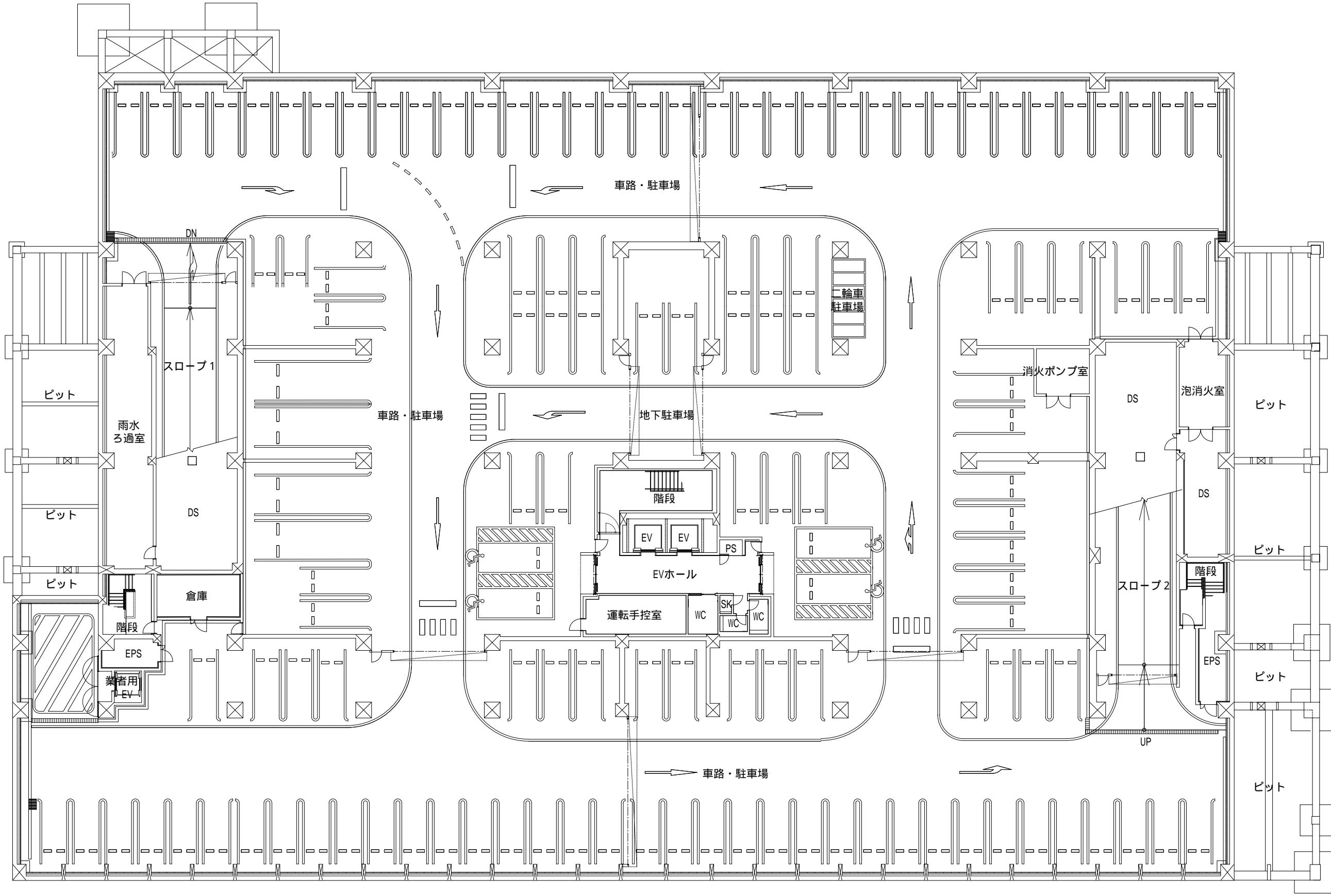
(9) 台車駆動装置保守点検

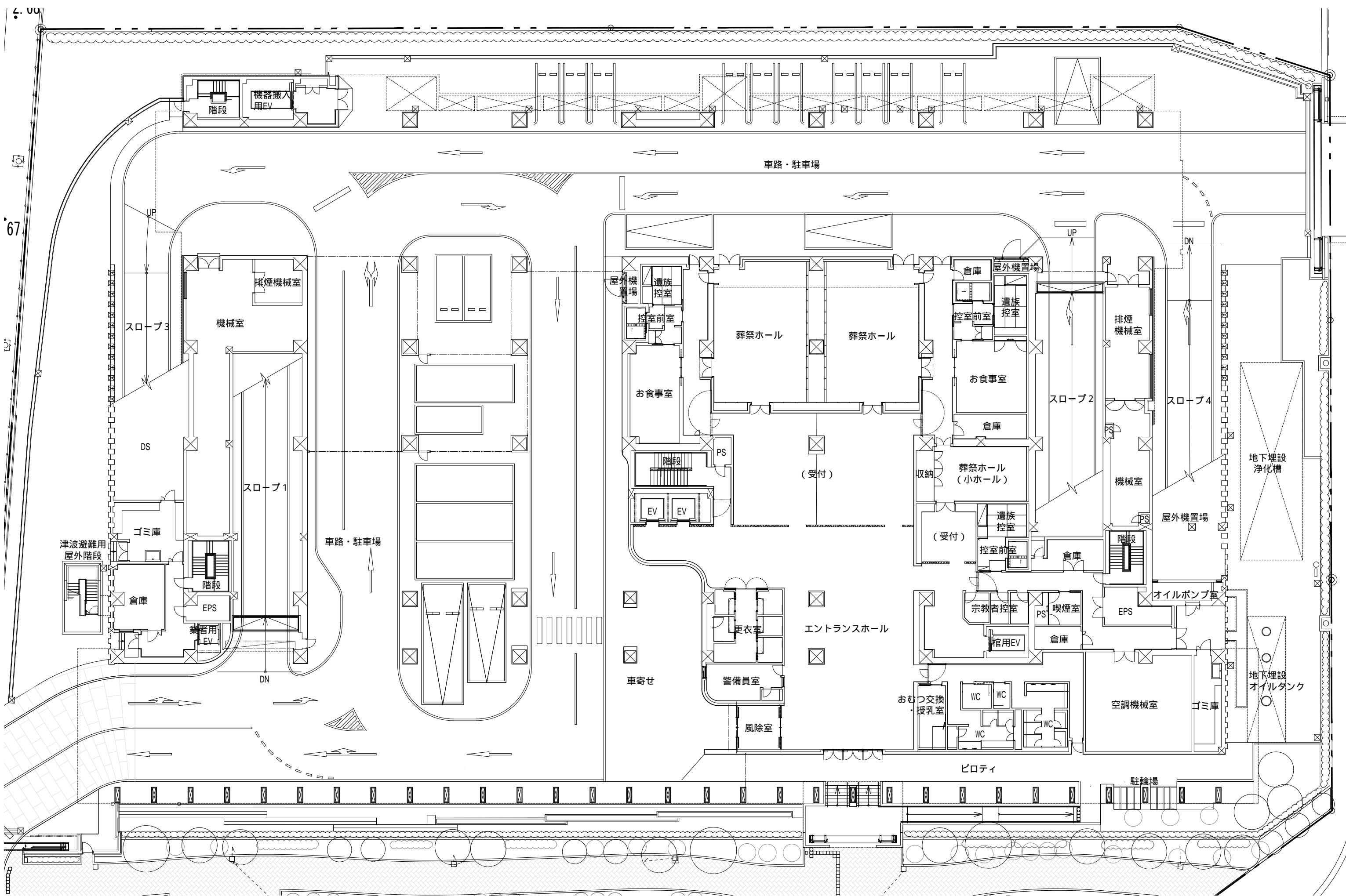
電動台車（8台）の保守点検を行う。

点検項目	主な点検内容
仕様・性能	走行速度及び上昇・下降速度の点検
ブレーキ	効き具合、異音はないか、ライニングの摩耗状況を点検する。
ハンドル	遊び、ガタ、変形、ビビり、ヒンジ部の擦れ音がないか点検する。
フォーク・マスト	曲がり・ダレ・亀裂・ガタ・異音がないか点検する。
油圧装置	油漏れ・油量・作動状況・ホース及びジョイント部の点検をする。
タイヤ	タイヤに摩耗や変形・破損がないか点検する。
モーター駆動装置	発熱・異常音・カーボンブラシの摩耗を点検する。
電気回路	絶縁状態・損傷・ネジ部弛みを点検する。
マグネットスイッチ	接点の弛み・荒れ・腐食や損傷を点検する。
バッテリー	液量・比重・端子の弛み・腐食や損傷がないか点検する。
操作スイッチ	誤動作・ネジの弛み・破損やハンダ付け部のはずれがないか点検する。
主要ボルト	外れ・ゆるみ・曲がりがないか点検する。
マイクロスイッチ	誤作動・破損・ネジの弛みがないか点検する。
充電器	充電テスト、異常発熱・コードプラグの傷、損傷がないか点検する。
フォーク開閉装置	こじれ・ねじれ・ハンドルの重さ・グリス状態を点検する。
抵抗器	焼損・端子の弛み・配線への接触を点検する。
配線ハーネス	固定状態・引っ掛け・損傷がないか点検する。

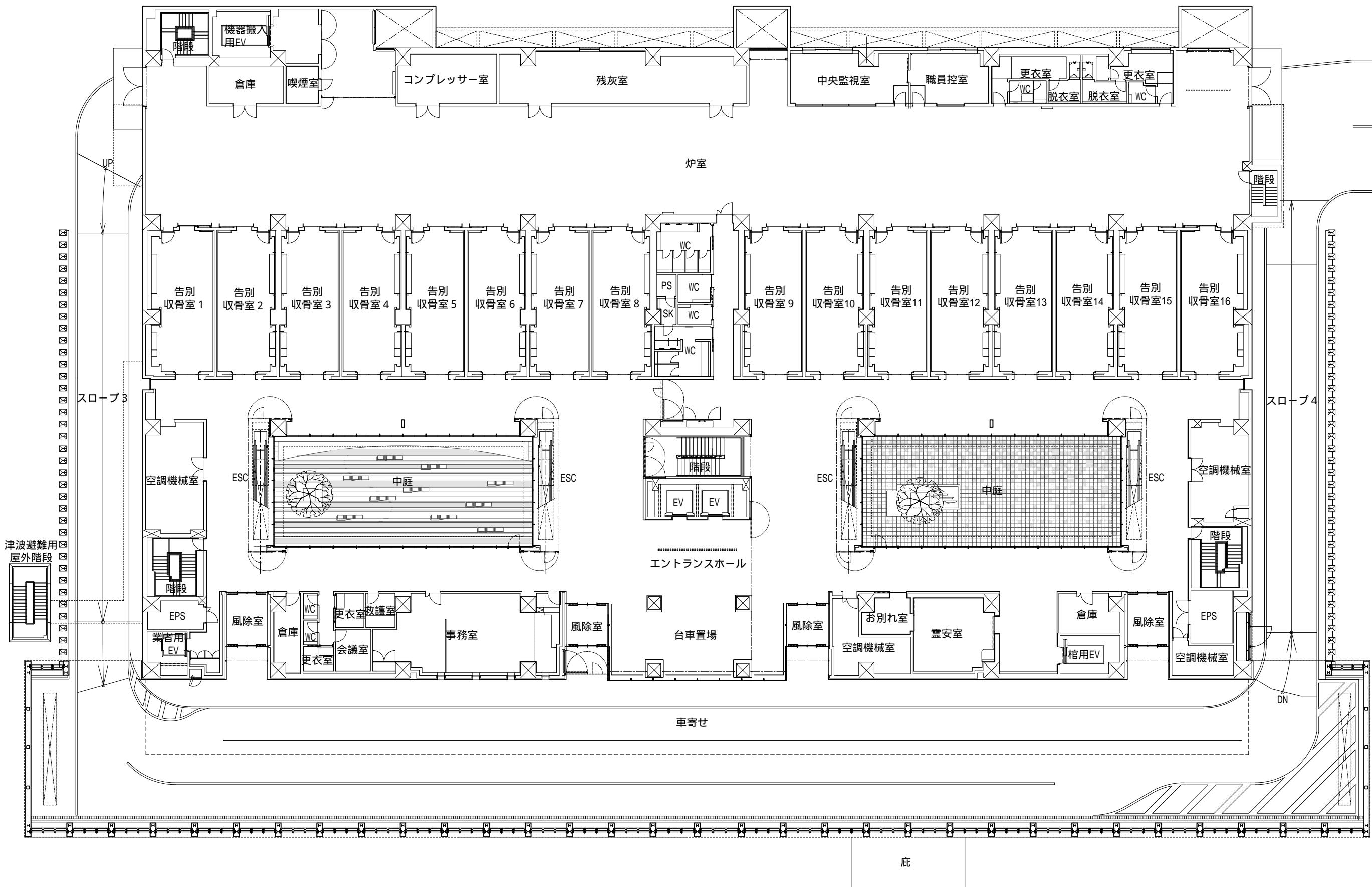


配置図 (A3:1:800)

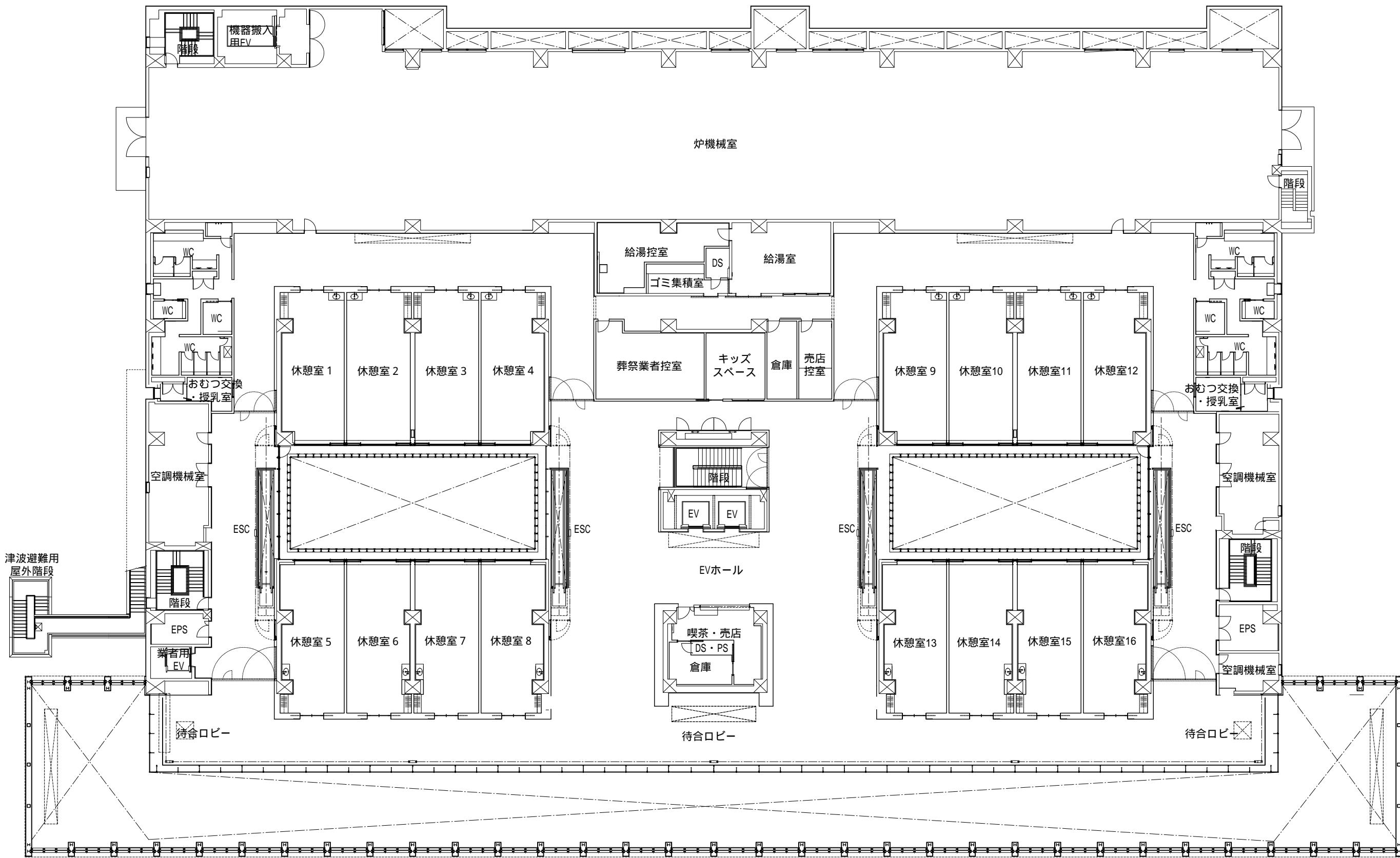


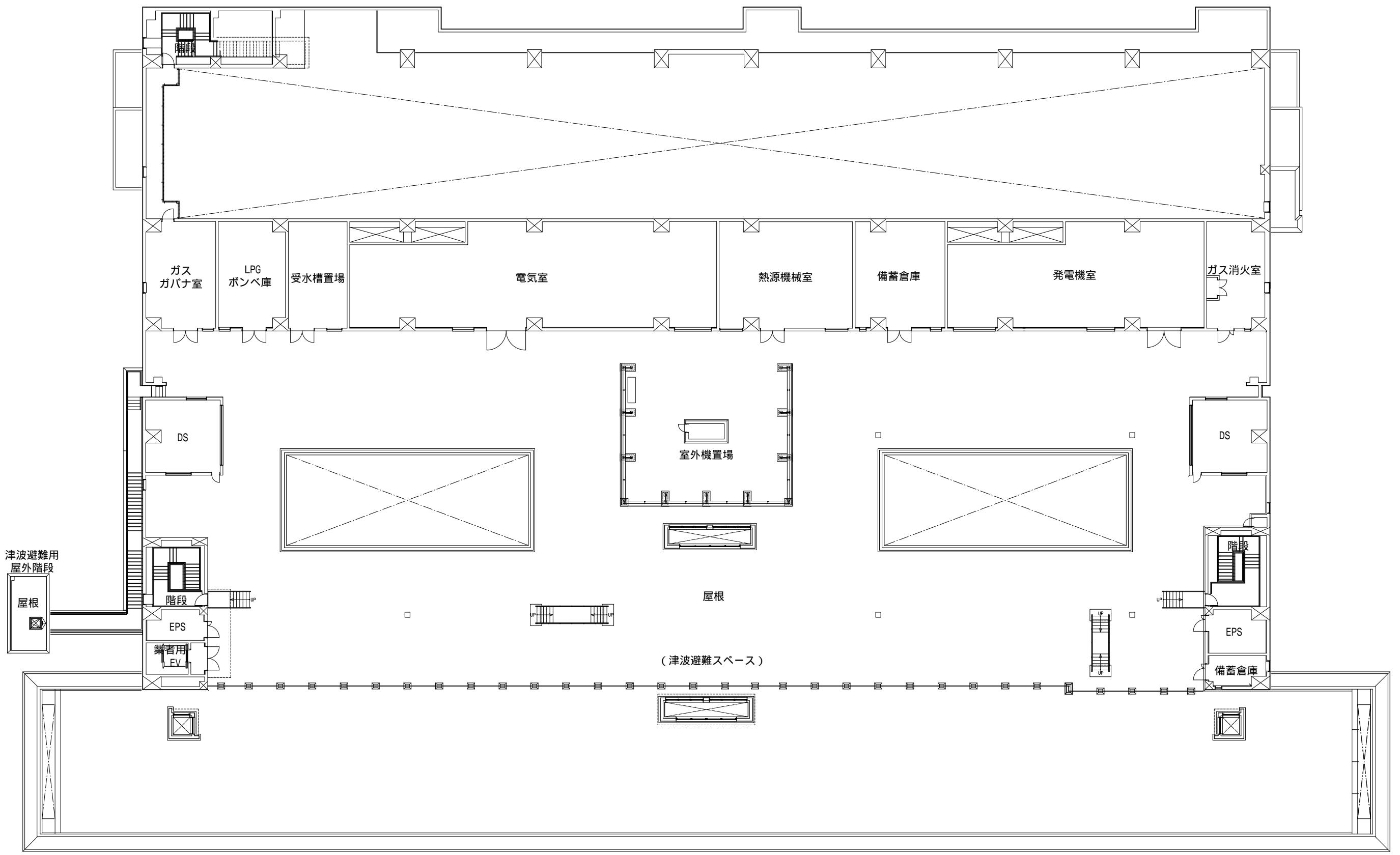


1階平面図 (A3:1/300)

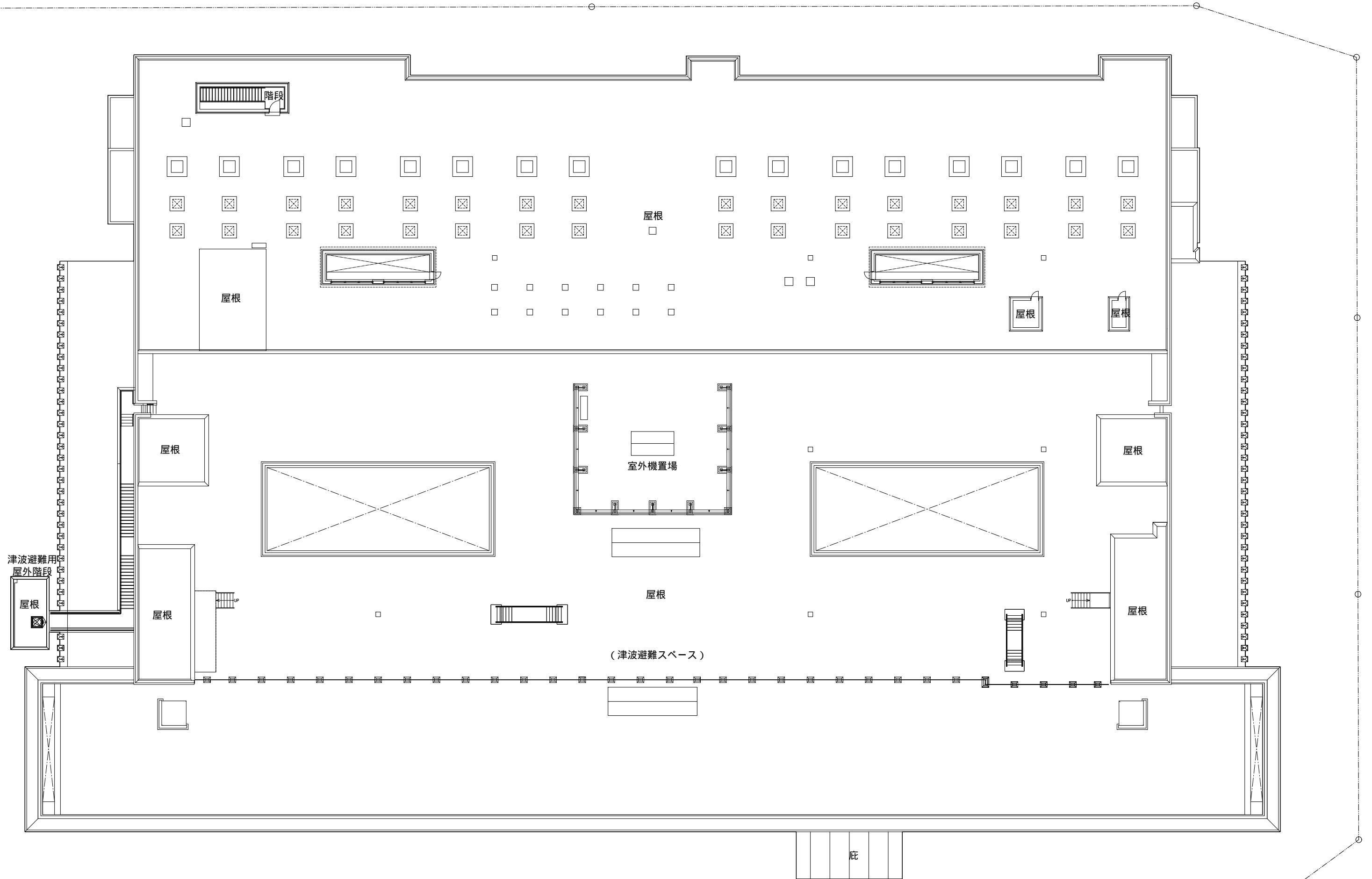


2階平面図 (A3:1/300)





4 階平面図 (A3:1/300)



R階平面図 (A3:1/300)

施設維持管理業務一覧（参考例）

業務	内容	頻度	数量	関係法令	法定資格者・（契約先）
エレベーター等保守点検	保守点検	1回/月	一般者EV×2台、 機器搬入EV×1台、 棺用EV×1台、 業者用EV×1台、 エスカレーター×4台 ※メーカーによるフルメンテナンス 契約	建築基準法 昇降機の適切な維持管理に関する指針	一級建築士 二級建築士 特定建築物調査員 建築設備検査員 昇降機等検査員 (東芝エレベータ株式会社)
		1回/年			
自動ドア保守点検	保守点検	4回/年 1回/年	自動ドア×34台	建築基準法	一級建築士 二級建築士 自動ドア施工技能士 防火設備検査員
消防設備保守点検	保守点検	2回/年	消火器×119本、 消火栓設備×1式、 泡消火設備×1式、 ガス（窒素）消火設備×1式、 自動火災報知設備×1式 ガス漏れ火災警報設備×1式、 非常警報設備×1式、 誘導灯及び誘導標識×171灯、34枚、 避難器具×1箇所、 排煙設備×1式、 消防用水×1箇所、 非常電源（自家発電設備）×1式、 非常電源（蓄電池設備）×1式、 配線×1式、 総合操作盤×1式	消防法 消防法施行規則 建築基準法	消防設備士 消防設備点検資格者
斎場警備	機械警備	毎日	開閉センサー×22台 空間センサー×13台 画像センサー×1台	—	—
	常駐警備		午後5時15分から午前8時30分まで (警備員室と事務室に各1名常駐)	—	—
ルート回収 (一般廃棄物処理)	燃やすごみ	3回/週	各廃棄物の廃棄量を計測し、管理表作成の上提出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	一般廃棄物収集運搬業の許可事業者 一般廃棄物処分業の許可事業者
	古紙	1回/月		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	
建物管理 ルート回収 (産業廃棄物処理)	廃プラ 金属くず びん ガラス・陶磁器	1回/週	各廃棄物の廃棄量を計測し、管理表作成の上提出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	産業廃棄物処分業の許可事業者 産業廃棄物収集運搬業の許可事業者
産業廃棄物処理（処分）	処分	随時	対象物の重さや形状に即して都度適切に処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	産業廃棄物処分業の許可事業者
産業廃棄物処理（収集運搬）	収集運搬				産業廃棄物収集運搬業の許可事業者
簡易専用水道の管理状況の検査	管理状況検査	1回/年	受水槽（上水系統）5.85m ³ 受水槽（雑用水系統）8.8m ³	水道法 水道法施行規則	建築物飲料水貯水槽清掃業 簡易専用水道登録検査機関 各自治体または厚生労働大臣の登録を受けた者
建築物環境測定業務	測定	2回/年	水質検査×1箇所	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 建築物環境衛生管理基準3給水の管理 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準	建築物環境衛生管理技術者
		各種	雑用水の管理	建築物環境衛生管理基準3給水の管理 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準	
		1回/年	レジオネラ属菌×8箇所	横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及び横浜市レジオネラ症を防止するための技術的管理指針	—
排ガス等定期測定	測定	1回/年	排ガス分析×8検体、 官能試験×8検体、 ダイオキシン×1検体	火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針 悪臭防止法 横浜市悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準	計量証明事業登録（濃度）及び計量証明事業登録（特定濃度）事業者 建築物空気環境測定業登録事業者
アスベスト管理	管理状況の報告	1回/年	施設内の目視等による点検	労働安全衛生法 石綿障害予防規則 大気汚染防止法 横浜市生活環境の保全等に関する条例及び条例施行規則 石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準	特定建築物石綿含有建材調査者 (特定調査者) 一般建築物石綿含有建材調査者 (一般調査者) 一戸建て等石綿含有建材調査者 (一戸建て等調査者) 令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

業務	内容	頻度	数量	関係法令	法定資格者・(契約先)
空気調和設備保守点検	保守点検	5回/年	空気調和機×7台、 室内機×159台、 全熱交換器×9台、 換気ファン×159台、 フィルタユニット×38台、 脱臭装置×32台、 VAV×52台、 吹出口・吸込口×各所	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条 建築物環境衛生管理基準2 空気環境の調整 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準第一	建築物空気環境測定業登録
フロン機器点検 (エネルギー・カルテシステム)	簡易点検	4回/年			—
	定期点検	1回/3年	エアコン×一式 遺体保冷庫×5台	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	冷媒フロン類取扱技術者／冷凍空調技士 (他6資格)などの一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者／日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に3年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を順守し、違反したことがない技術者で充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者
自家発電機設備保守点検	保守点検	2回/年	発電機×1式、 自動始動用発電機盤×1式、 ガスター・ビン×1式、 始動用直流電源装置×1式、 負荷試験（ダミー負荷）、 オイルタンク×1式、 オイルポンプ×1式	横浜市電気工作物保安規程 横浜市電気工作物保安規程要綱 消防法 消防法施行規則	消防設備点検資格者 危険物取扱者
電気・機械設備 受変電設備保守点検	保守点検	2回/年	高圧受変電設備×1式 1回/年 低圧負荷設備×1式 1回/年 直流電源設備×1式 2回/年 全停電による点検に伴う 仮設電源×1式（事務室、 中央監視室用） 1回/年	横浜市電気工作物保安規程 横浜市電気工作物保安規程要綱 電気事業法 電気事業法施行規則	第三種電気主任技術者 第一種電気工事士 等
I TV設備保守点検	保守点検	2回/年	I TVラック×1架、 モニター（事務室1台、中央監視1台、警備員室1台）、 天井型カラーカメラ×50台、 駐車場カメラ×16台、 煙突監視カメラ×2台、 その他 タクシーカalls用カメラ×1台、モニター1台	—	—
脱臭設備保守点検	脱臭剤交換	1回/年	脱臭フィルター×19ケース ブレーフィルター×一式	悪臭防止法 横浜市悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準	—
	ブレーフィルター交換	4回/年			
	脱臭剤寿命判定	1回/年			
	臭気濃度測定	1回/年			
表示システム保守点検	点検整備	1回/年	エントランスホール 5台、 炉前ホール 16台、 待合室 16台、 総合案内表示 5台、 事務室、中央監視室、運転手控室、 給湯控室、給湯室、葬祭業者控室、 喫茶・売店 計5台 その他関連する機器	—	—
計装監視設備点検	毎月点検	1回/月	ガス分析装置 記録計盤（排ガス監視） 火葬炉制御盤（シーケンサ）16炉 火葬炉制御盤（発信器）	計量法	—
	総合点検	1回/年			

業務	内容	頻度	数量	関係法令	法定資格者・(契約先)
清掃等	清掃業務	定期清掃	4回/年 床清掃、 ガラス清掃、 サッシ清掃、 屋上清掃、 照明器具清掃、 壁面清掃、 U字溝清掃、 ドレン配管高压洗浄、等 受水槽点検清掃×5.85m ³ +8.8m ³	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 建築物環境衛生管理基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術 上の基準 水道法施行規則	—
	植栽管理	植栽管理	1～2回/年 中庭 360m ² 外構 1,940m ²	—	—
	害虫駆除等業務	生息状況調査	6回/年	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 建築物環境衛生管理基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術 上の基準	—
		全域箇所防除	2回/年		
		重点箇所防除	4回/年		
		効果判定	6回/年		
		樹木害虫駆除	1回/年		
	小便器リピートメンテナンス	定期トイレ診断	1回/月 1階男子トイレ3台 2階男子トイレ4台 3階男子トイレ6台 計13台	—	—
		快適維持清掃	1回/月	—	—
汚水雑排水槽清掃	清掃	2回/年 汚水槽清掃×9.45t (東側) 汚水槽清掃×16.3t (西側)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 建築物環境衛生管理基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術 上の基準	水道技術管理者等	
給排水衛生設備保守点検及び清掃	保守点検	2回/年 給湯温水器×11基、 加圧給水ポンプ×2組、 水中ポンプ×1組 屋内消火栓ポンプ×1台、 排水ポンプ水中型×6台、 消防用補給水槽×1基、 衛生器具×1式	建築基準法施行令 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 建築物環境衛生管理基準 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術 上の基準	水道技術管理者等	
浄化槽保守点検・清掃・定期検査	保守点検	1回/週	浄化槽×1式 浄化槽法 浄化槽法施行令 環境省関係浄化槽法施行規則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法 水質汚濁防止法 横浜市浄化槽指導基準 等	技術管理者・浄化槽管理士 本市の浄化槽清掃業許可業者 (一財)日本環境衛生センター	
	清掃	1回/年			
	定期検査	1回/年			

※上記点検以外に施設に特殊な設備がある場合は必要に応じて点検を行うこと。

※建築基準法第12条に基づく建築物及び設備の点検は原則本市で行うため、指定管理業務には含まない。（昇降機の12条点検のみ指定管理者が行う）

※太陽光発電設備 非FIT点検義務なし（任意）

別添3

横浜市東部斎場 緑の維持管理水準書

1 維持管理ゾーン平面図 (A-1)

2 維持管理計画図 (A-2)

3 植栽管理高中木 (A-3)

4 植栽管理地被 (A-4)

5 植栽平面図 (A-5)

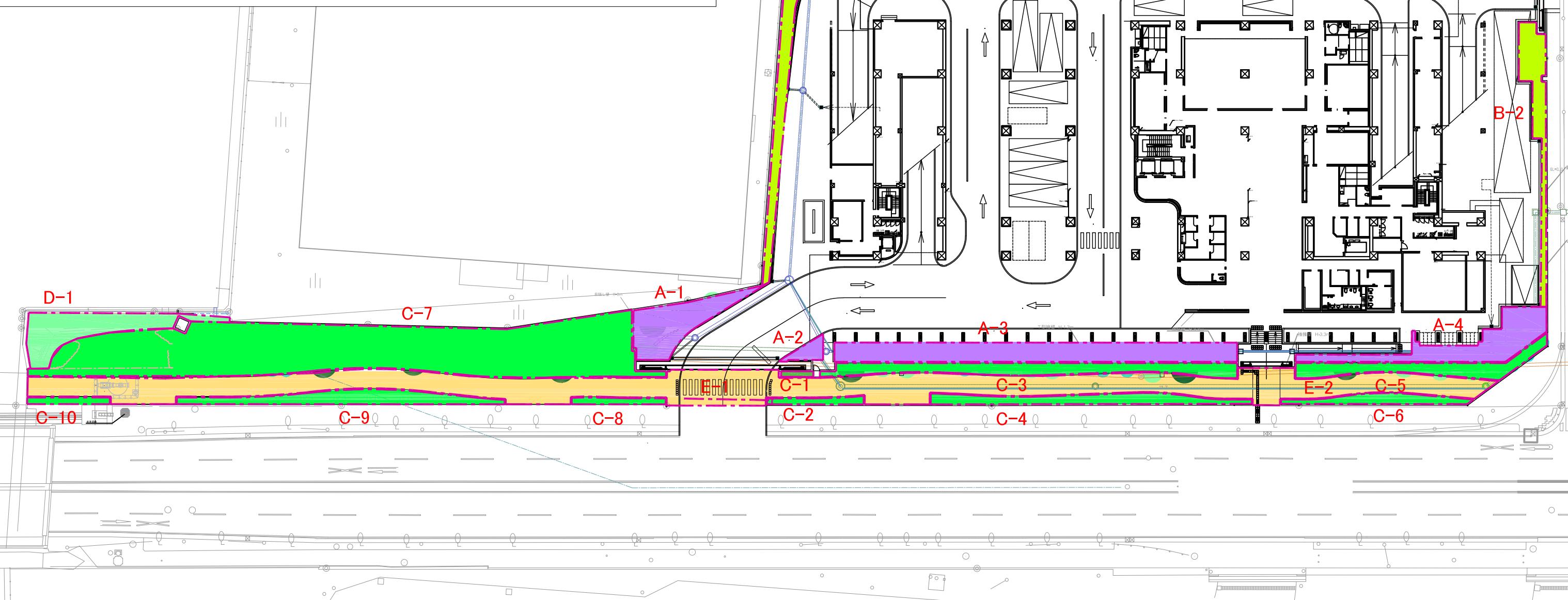
6 病虫害樹木リスト

維持管理ゾーン

S=1:300

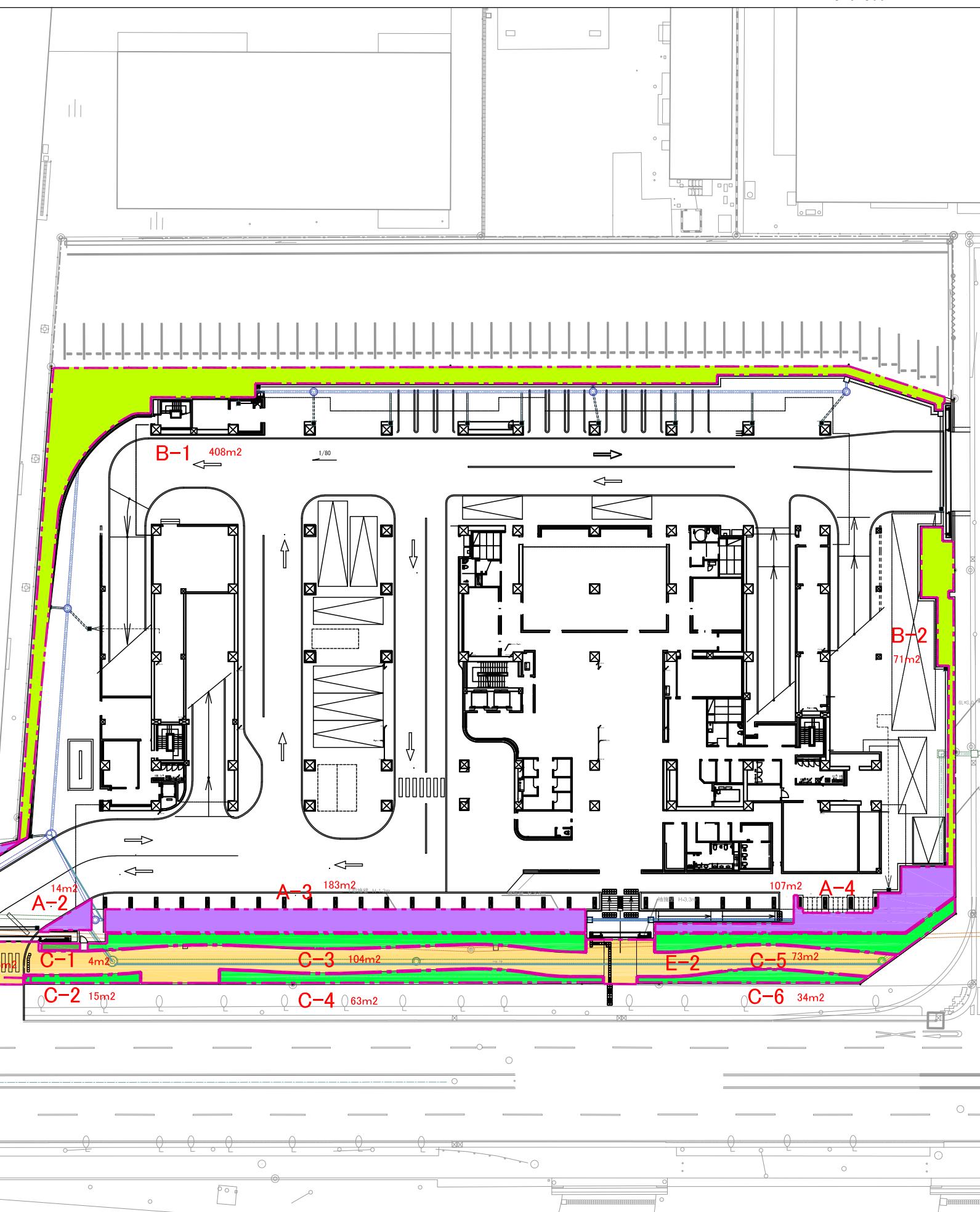
ゾーンの特性・管理方針

ゾーン	ゾーン特性	ゾーン管理方針
A 斎場域 樹木型区域 (エントランス域)	●斎場のメイン入口部分 ●目隠しとなるモッコクの生垣が重要 ●エントランス部分の四季折々の花の咲く地被と常緑のディゴンドラが特徴	○斎場のエントランスで故人を送る場所として植物管理には、最も重点を置く。 ○モッコクの生垣の選定、植栽の草取りには注意を払って管理する。
B 樹木型区域 (斎場外周域)	●敷地外周部の緑地で隣地との境界にある、シラカシ(常緑)の生垣が特徴	○隣地境界の生垣の管理に重点を置き、隣地に支障のない管理を行う。
C 樹木型区域 (緑道緑地周域)	●敷地外周部の緑道植栽地で四季折々の高中木と低木、地被で一般の緑道利用者の憩いの場となる景観を重視する。 ●遠路沿いに配置した四季折々の花の咲く地被と、橋梁部に接するバラで散策が楽しめる環境を提供する。	○高中木、低木の枝打ち剪定を行う質の高い管理を行う。 ○四季折々の顔を作り出す、地被類やバラは質の高い管理と草取りを行う。
D 法面型区域 (法面部周域)	●緑道と海岸線の法面で、芝生の緑化で表土流出を保護すると共に、周辺からの景観に配慮した法面	○防犯や不法投棄等に留意して管理を行う。 ○斜面の崩壊防止等に留意して管理を行う。
E 緑道型区域 (緑道域)	●緑道の歩行部分で清掃が重要	○快適な空間を提供するため、園路清掃を行う。



構造設計一級建築士 試交付番号 第5899号 甲斐 信広	横浜市建築局	工事名	東部方面斎場(仮称)新築工事 (建築工事)
設備設計一級建築士 試交付番号 第4925号 田仲 静	年月日 R5.3	縮尺 A1: 1:150 A3: 1:300	図面名称 維持管理ゾーン
設備設計一級建築士 試交付番号 第5922号 西川 俊也	設計者	施設番号	権利者 登録番号
株式会社 石本建築事務所 一級建築士 登録第313747号 赤崎 格哉	監理者	権利者 登録番号	図面番号 A-1

管理項目	対象	単位	対象数量	管理レベル	作業内容
【屋外清掃・管理】日常					
巡視	日常巡視	ha	0.21	2回/日	斎場域内建物内部及びエントランス寄り付部アプローチは別途とする。 (建物維持管理に含める)
日常清掃 清掃担当者を常駐させるかどうかは協議が必要	斎場域内外部 A区域	ha	0.04	毎日	斎場外部の日常清掃。主な作業は以下の内訳のとおりとする。 (建物維持管理に含める)
	植栽地ゴミ拾い・収集	回	0	1回/週	植栽地の清掃により集められたゴミを一定の場所に運搬集積する。 (建物維持管理に含める)
	ゴミ分別処分	回	0	1回/週	集積したゴミは場外搬出処分とする。(業者が焼却工場に持ち込み処分)繁忙期のゴミも含む。(建物維持管理に含める)
	植栽地草取り・清掃	回	2	年間	エントランス前庭の草取り及び清掃 生垣落ち葉の清掃
	斎場域内外部 B区域	ha	0.05	毎日	斎場外部(隣地境界)の日常清掃。主な作業は以下の内訳のとおりとする。 (建物維持管理に含める)
	植栽地ゴミ拾い・収集	回	0	1回/月	植栽地の清掃により集められたゴミを一定の場所に運搬集積する。 (建物維持管理に含める)
	ゴミ分別処分	回	0	1回/月	集積したゴミは場外搬出処分とする。(業者が焼却工場に持ち込み処分)繁忙期のゴミも含む。(建物維持管理に含める)
	植栽地草取り・清掃	回	2	年間	隣地境界緑地の草取り及び清掃 生垣落ち葉の清掃
	斎場域内外部 C区域 (緑道部)	ha	0.11	毎日	隣接の緑道部の日常清掃。主な作業は以下の内訳のとおりとする。 (建物維持管理に含める)
	植栽地ゴミ拾い・収集	回	0	1回/月	植栽地の清掃により集められたゴミを一定の場所に運搬集積する。 (建物維持管理に含める)
日常清掃 清掃担当者を常駐させるかどうかは協議が必要	ゴミ分別処分	回	0	1回/月	集積したゴミは場外搬出処分とする。(業者が焼却工場に持ち込み処分)繁忙期のゴミも含む。(建物維持管理に含める)
	植栽地草取り・清掃	回	2	年間	隣地境界緑地の草取り及び清掃 生垣落ち葉の清掃
	斎場域内外部 D区域 (緑道部法面)	ha	0.01	毎日	斎場外部(隣地境界)の日常清掃。主な作業は以下の内訳のとおりとする。 (建物維持管理に含める)
	植栽地ゴミ拾い・収集	回	0	1回/週	植栽地の清掃により集められたゴミを一定の場所に運搬集積する。 (建物維持管理に含める)
	ゴミ分別処分	回	0	1回/月	集積したゴミは場外搬出処分とする。(業者が焼却工場に持ち込み処分)繁忙期のゴミも含む。(建物維持管理に含める)
	植栽地草取り・清掃	回	2	年間	隣地境界緑地の草取り及び清掃 生垣落ち葉の清掃
	常設駐車場(地下)	ha	-	1回/月	駐車場内の枯葉やゴミを清掃する。(建物維持管理に含める)
	業務用駐車場	ha	-	1回/月	駐車場内の枯葉やゴミを清掃する。(斎場域内外部 B区域と同時にう)
	園路広場・工作物の日常点検	式	1	1回/月	月一回の清掃時に巡回を含む。破損及び老朽化には隨時対応。



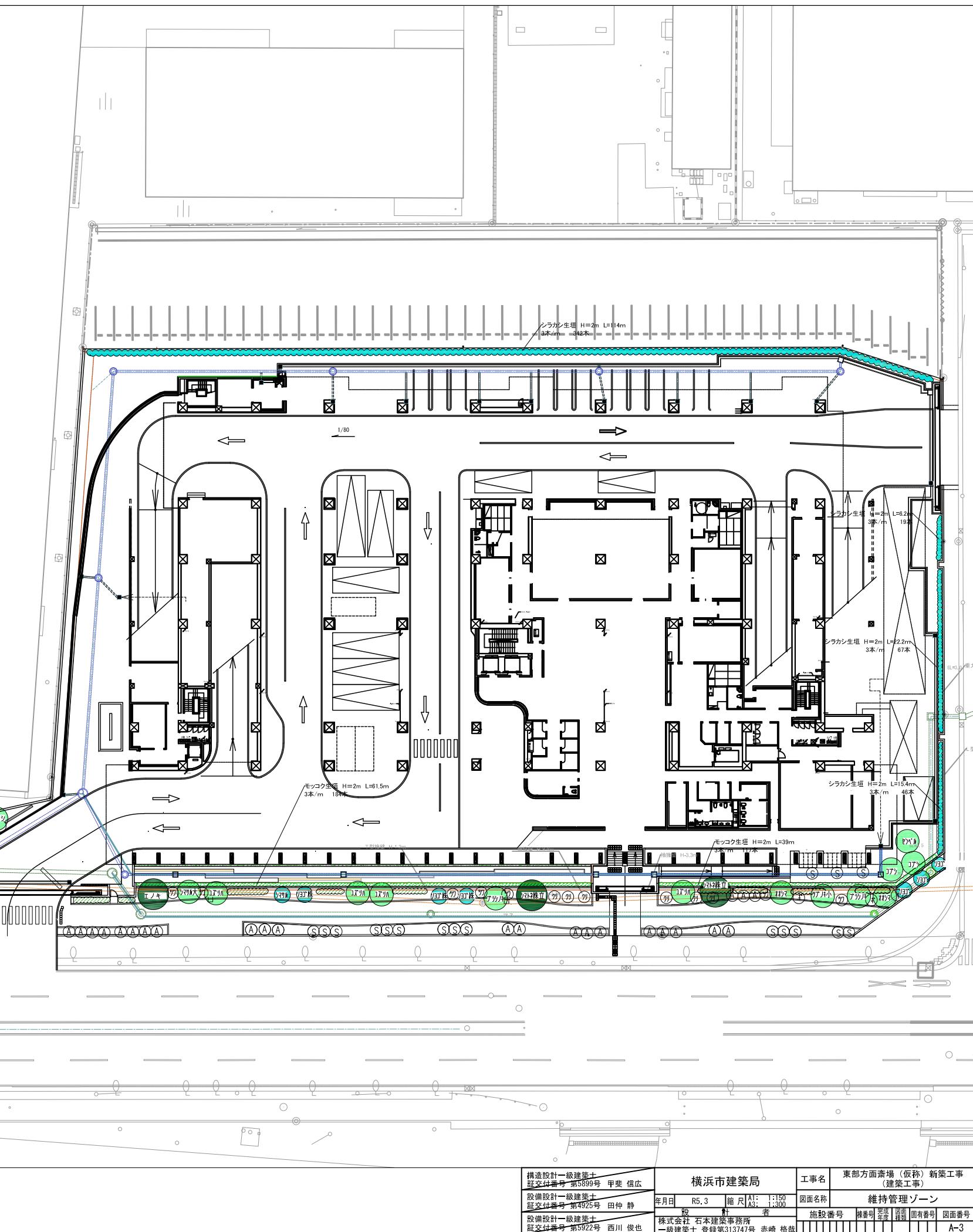
構造設計一級建築士 試交付番号 第5899号 甲斐 信広	横浜市建築局	工事名	東部方面斎場(仮称)新築工事 (建築工事)
設備設計一級建築士 試交付番号 第4925号 田仲 静	年月日 R5.3	縮尺 A1: 1:150 A3: 1:300	図面名称 維持管理ゾーン
設備設計一級建築士 試交付番号 第5922号 西川 俊也	設計者 施設番号 種別 固有番号	機器番号 種別 固有番号	A-2

植栽管理高中木

S=1:300

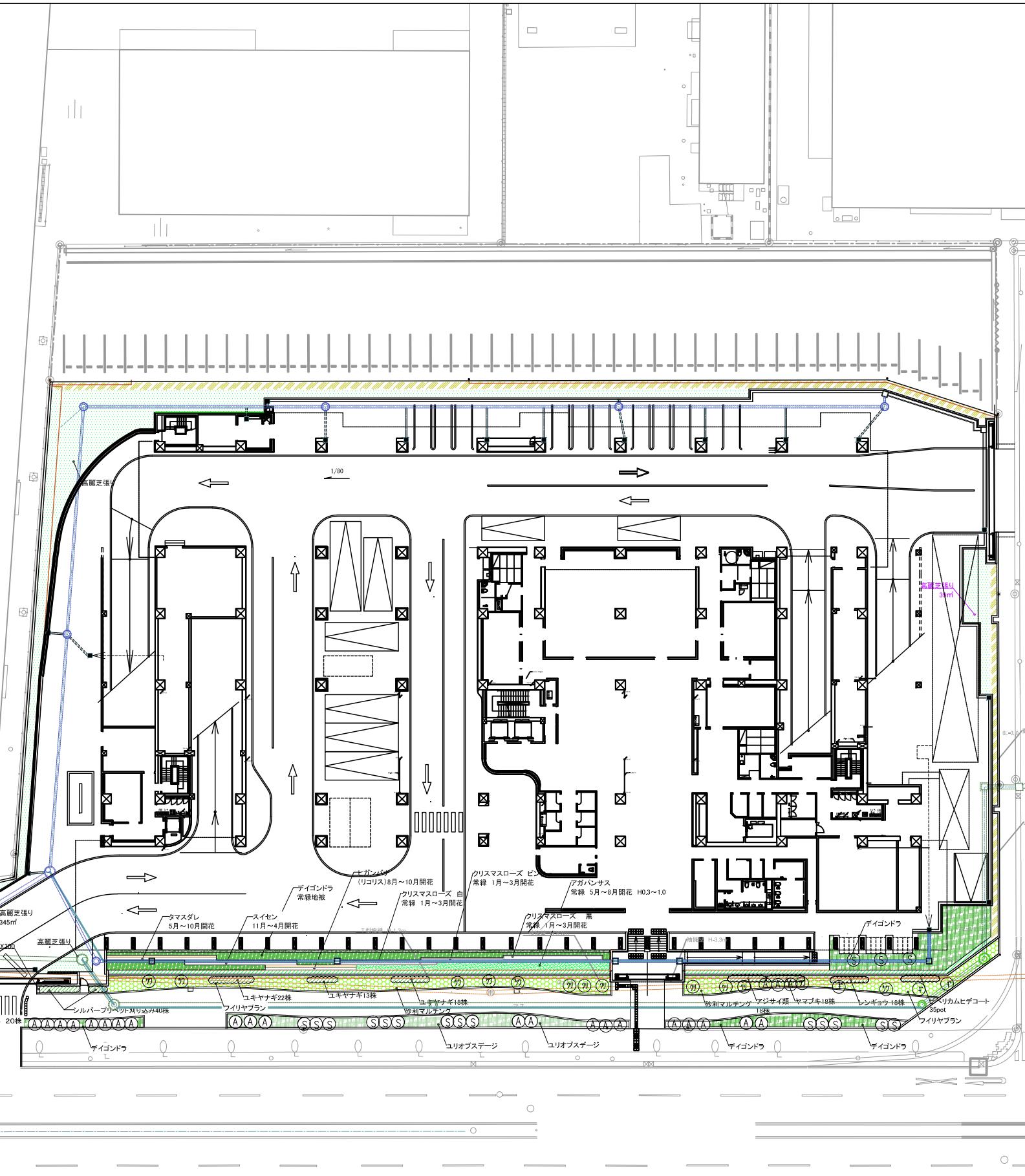
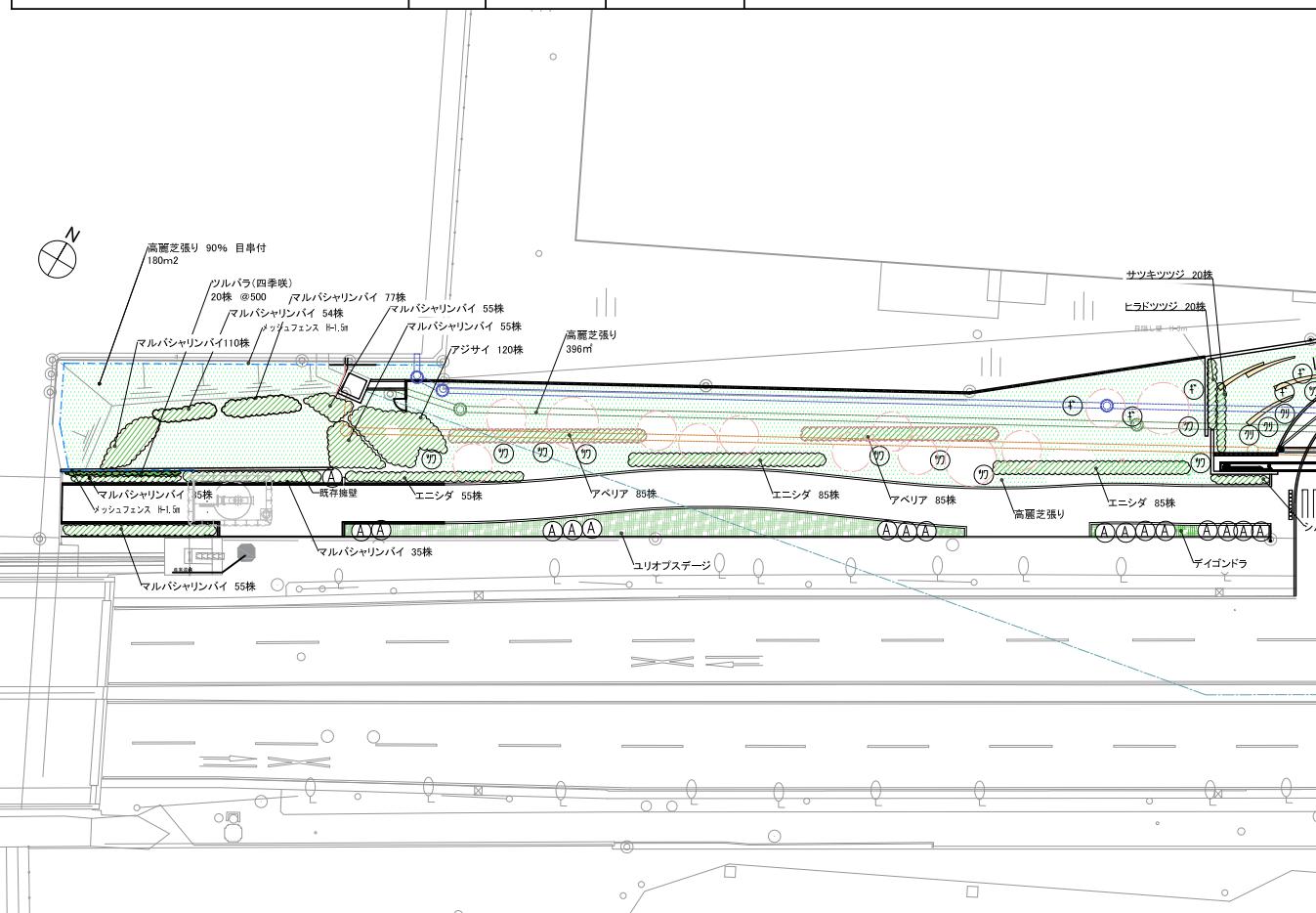
高中木の植栽管理

管理項目	対象樹種名	規格			対象数量	単位	管理レベル	作業内容
		H	C	W				
高木剪定 - 1	ケヤキ	6.0	0.4	3	1	本	1回/年	自然形に育てる。枯枝、病虫害枝、やご等生育に問題がある枝のみ剪定を行う。剪定した枝は速やかに処分する。
	ケヤキ株立て	6.0	5本立て以上		1	本	1回/年	
	シマトネリコ株立て	6.0	5本立て以上		2	本	1回/年	
	エノキ	4.0	0.21	1.5	3	本	1回/年	
	エゴノキ	4.0	0.3	1.5	3	本	1回/年	
	タブノキ	4.0	0.3	1.5	1	本	1回/年	
	シマトネリコ株立て	5.0	5本立て以上		1	本	1回/年	
剪定・施肥	計				12	本		施肥は年1回行う。
	センペルセコイア	3.5			1	本	1回/年	修景上剪定が必要な樹木以外は基本的に自然形に育てる。
	コブシ	3.5	0.18	1.2	4	本	1回/年	ただし、枯枝、病虫害枝、やご等生育に問題がある枝は剪定を行う。剪定した枝は速やかに処分する。
	オオシマザクラ	3.5	0.2	1.5	5	本	1回/年	
	プラシノキ	3.0		1.5	4	本	1回/年	
	ユズリハ	3.0	0.15	1.2	8	本	1回/年	
	タブノキ 小	3.0	0.18	1	1	本	1回/年	
	シママルスベリ大	3.0	0.18	1	1	本	1回/年	
	計				24	本		施肥は年1回行う。
中木剪定	ソヨゴ	2.0	0.6		7	本	1回/年	修景上剪定が必要な樹木以外は基本的に自然形に育てる。
	ソヨゴ株立て	2.0	3本立て以上		3	本	1回/年	ただし、枯枝、病虫害枝、やご等生育に問題がある枝は剪定を行う。剪定した枝は速やかに処分する。
	シママルスベリ	2.0			1	本	1回/年	巡視により発見されたものや苦情のあったもの等により剪除、薬剤散布等の対応をする。
	シラカシ生垣	2.0	0.5	474	本	1回/年	強剪定を年に1回（3月～4月）行う。ただし、枯枝、病虫害枝、やご等生育に問題がある枝は剪定を行い、薬剤散布等の対応をとる。剪定した枝は速やかに処分する。	
	モッコク生垣	2.0	0.6	301	本	2回/年	強剪定を年に1回（3月～4月）、軽い剪定を年に1回（9月～10月）行い樹形を維持する。ただし、枯枝、病虫害枝、やご等生育に問題がある枝は剪定を行い、薬剤散布等の対応をとる。剪定した枝は速やかに処分する。	
	計				786	本		施肥は年1回行う。
	ヒラドツツジ	0.6	0.4	20	株	1回/年		
刈込・施肥	レンギョウ	0.4	2本立て以上	18	株	1回/年		
	ヤマブキ	0.4	2本立て以上	18	株	1回/年		
	アジサイ類	0.4	2本立て以上	120	株	1回/年	樹種により剪定時期が異なる。花の時期に注意を払い剪定する。ただし、枯枝、病虫害枝、やご等生育に問題がある枝は剪定を行う。剪定した枝は速やかに処分する。	
	ユキヤナギ	0.4	2本立て以上	53	株	1回/年		
	エニシダ	0.4		225	株	1回/年		
	アベリア	0.4	0.3	170	株	1回/年		
	マルバシャリンバイ	0.4	0.3	496	株	1回/年		
	シルバーブリベット	0.4	0.3	60	株	1回/年		
	サツキツツジ	0.4	0.3	20	株	1回/年		
	計			1,200	株		施肥は年1回行う。	



地被植栽管理

管理項目	対象	単位	対象数量	管理レベル	作業内容
【植栽管理】芝生地・地被類					
機械刈込		m2	180	7回/年	橋詰の法面及び芝生地を対象とする。
手刈込		m2	860	7回/年	植栽地周りを対象とする。
手刈込（地被類）		m2	446	7回/年	植栽地内地被類を対象とする。
目土掛		m2	1,486	必要に応じ対応	目土量5mmとし、肥料を混ぜて播く。
エアレーション		m2	860	必要に応じ対応	平地の芝生地
施肥		m2	1,486	必要に応じ対応	目土に肥料も混ぜるため、年間施肥は2回とする。
病虫害防除		m2	2,037	1回/年	管理上必要に応じて対応する。基本年に1回程度
手抜除草		m2	1,306	2回/年	芝生、地被の生育を助けるため、平均年5回程度。
花柄処分		m2	1,932	2回/年	除草・花柄の運搬処分
灌水		m2	2,037	10日/年	水の足らない時期に手巻き灌水。
【植栽管理】修景バラ・ツルバラ					
夏期剪定		本	40	1回/年	
冬期剪定		本	40	1回/年	
咲きがら切りや摘実		本	40	3回/年	四季咲きに付き3回程度
施肥		本	40	1回/年	
病害虫防除		本	40	1回/年	
手抜除草		m2	8	2回/年	バラの生育を助けるため、平均年5回程度。
灌水		m2	8		水の足らない時期に人力で灌水。年199回想定。
除草・花柄処分		m2	8	3回/年	除草・花柄の運搬処分

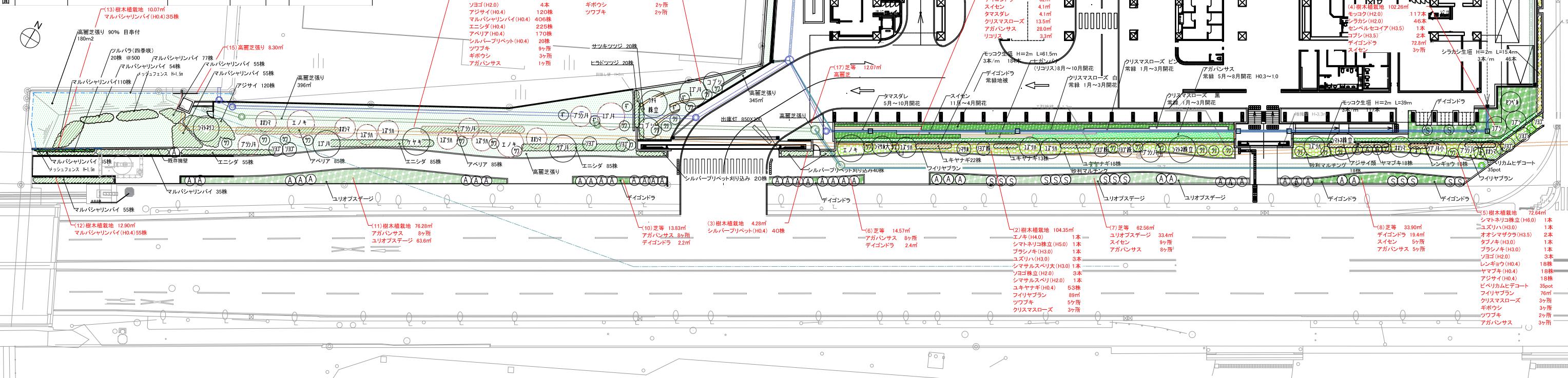


構造設計一級建築士 証交付番号 第5893号 甲斐 信広		横浜市建築局		工事名	東部方面斎場(仮称)新築工事 (建築工事)		
設備設計一級建築士 証交付番号 第4925号 田仲 静		年月日	R5.3	縮 尺	A1:1:150 A3:1:300	面図名称	維持管理ゾーン
設備設計一級建築士 証交付番号 第5922号 西川 俊也		設 計 者		施設番号	機器番号	固有番号	面図番号
		株式会社 石本建築事務所 一級建築士登録第313747号					A-4

植栽平面図-1

S=1:150

凡例	樹種名	規格			数量	単位	備考	
		H	C	W				
	ケヤキ	6.0	0.4	3	1	本	地下式支柱 A	
	ケヤキ株立	6.0	5本立て以上		1	本	地下式支柱 A	
	シマトネ株立	6.0	5本立て以上		2	本	地下式支柱 A	
	エノキ	4.0	0.21	1.5	3	本	地下式支柱 A	
	エゴノキ	4.0	0.3	1.5	3	本	地下式支柱 A	
	タブノキ	4.0	0.3	1.5	1	本	地下式支柱 B	
	シマトネリコ	5.0	5本立て以上		1	本	二脚鳥居支柱	
	計				12	本		
T2	センペル	センペルセコイア	3.5		1	本	地下式支柱 B	
	コブシ	コブシ	3.5	0.18	1.2	4	本	地下式支柱 B
	オオシマ	オオシマザクラ	3.5	0.2	1.5	5	本	二脚鳥居支柱
	ブラシノキ	ブランノキ	3.0		1.5	4	本	二脚鳥居支柱
	ユズリハ	ユズリハ	3.0	0.15	1.2	8	本	二脚鳥居支柱
	タブノキ小	タブノキ 小	3.0	0.18	1	1	本	二脚鳥居支柱
	シマサル大	シマサルスペリ大	3.0	0.18	1	1	本	二脚鳥居支柱
	計				24	本		
T3	ソヨゴ	ソヨゴ	2.0		0.6	7	本	竹一本支柱
	ソヨゴ株	ソヨゴ株立て	2.0	3本立て以上		3	本	竹一本支柱
	シマサル	シマサルスペリ	2.0			1	本	竹一本支柱
	シラカシ生垣	シラカシ生垣	2.0		0.5	474	本	生垣支柱
	モッコク生垣	モッコク生垣	2.0		0.6	301	本	生垣支柱
	計					786	本	
T4	ヒラツツジ		0.6	0.4	20	株	5株/m2	
	レンギョウ		0.4	2本立て以上	18	株	5株/m2	
	ヤマブキ		0.4	2本立て以上	18	株	5株/m2	
	アジサイ類		0.4	2本立て以上	120	株	5株/m2	
	ユキヤナギ		0.4	2本立て以上	53	株	5株/m2	
	エニシダ		0.4		225	株	5株/m2	
	アベリア		0.4	0.3	170	株	5株/m2	
	マルバシャリンバイ		0.4	0.3	496	株	5株/m2	
	シリバーブリベット		0.4	0.3	60	株	6株/m2	
	サツキツツジ		0.4	0.3	20	株	5株/m2	
	計					1,200	株	
地被	A	アガパンサス	15cm pot		41	ヶ所	16pot寄植(9pot/m ² 以.	
	S	スイセン	10.5cm pot		17	ヶ所	43pot寄植(25pot/m ² 以	
	クリ	クリスマスローズ	10.5cm pot		10	ヶ所	5pot寄植	
	ツワ	ツワブキ	15cm pot		18	ヶ所	5pot寄植	
	ギ	ギボウシ	15cm pot		8	ヶ所	5pot寄植	
		ビペリカムヒデコート	0.3		35	pot	10pot/m ²	
		タマスダレ	10.5cm pot		4.10	m ²	44pot/m ²	
		スイセン	10.5cm pot		4.10	m ²	25pot/m ² +マルチング	
		リコリス(白)	10.5cm pot		3.30	m ²	25pot/m ² +マルチング	
		クリスマスローズ 白	10.5cm pot		4.30	m ²	25pot/m ² +マルチング	
壁面		クリスマスローズ ピンク	10.5cm pot		4.40	m ²	25pot/m ² +マルチング	
		クリスマスローズ 黒	10.5cm pot		4.80	m ²	25pot/m ² +マルチング	
		アガパンサス	15cm pot		28.00	m ²	25pot/m ² +マルチング	
		デイゴンドラ	10.5cm pot		355.03	m ²	44pot/m ²	
		ユリオプスデージ	10.5cm pot		138.60	m ²	44pot/m ²	
		フリヤプラン	10.5cm pot		165.00	m ²	25pot/m ² +マルチング	
		ツツジバラ(四季咲き)	18cm pot		20	株	@500	
		高麗蘭			1099.19	m ²		
		砂利マルチング			165.00	m ²	フリヤプラン マルチング	
		壁面緑化	ヘデラコレルカ	10.5cm pot	67	pot		



6. 病虫害リスト

6. 病虫害リスト（参考）

	樹種名	規格			数量	単位	病虫害	備考
		H	C	W				
T1 高木	ケヤキ	6.0	0.4	3	1	本		
	ケヤキ株立て	6.0	5本立て以上		1	本		
	シマトネリコ株立て	5.0	5本立て以上		2	本	○	カイガラムシ
	エノキ	4.0	0.21	1.5	3	本	○	コブ病
	エゴノキ	4.0	0.3	1.5	3	本	○	ウドンコ病
	タブノキ	4.0	0.3	1.5	1	本	○	白藻病
	シマトネリコ株立て	4.0	5本立て以上		1	本	○	カイガラムシ
T2 高木	センペルセコイア	3.5			1	本		
	コブシ	3.5	0.18	1.2	4	本	○	ウドンコ病
	オオシマザクラ	3.5	0.18	1.5	5	本	○	てんぐ巣病 毛虫 他
	プラシノキ	3.0		1.5	4	本		
	ユズリハ	3.0	0.15	1.2	8	本		
	タブノキ 小	3.0	0.18	1	1	本	○	白藻病
	シマサルスベリ大	3.0	0.18	1	1	本	○	ウドンコ病
T3 中木	ソヨゴ	2.0		0.6	7	本		
	ソヨゴ株立て	2.0	3本立て以上		3	本		
	シマサルスベリ	2.0			1	本	○	ウドンコ病
	シラカシ生垣	2.0		0.5	474	本	○	ウドンコ病
	モッコク生垣	2.0		0.6	301	本	○	ウドンコ病
T4 低木								
	ヒラドツツジ	0.6		0.4	20	株	○	ウドンコ病
	レンギョウ	0.4	2本立て以上		18	株	○	カイガラムシ
	ヤマブキ	0.4	2本立て以上		18	株		
	アジサイ類	0.4	2本立て以上		120	株	○	ウドンコ病
	ユキヤナギ	0.4	2本立て以上		53	株		
	エニシダ	0.4			225	株		
	アベリア	0.4		0.3	170	株	○	ウドンコ病
	マルバシャリンバイ	0.4		0.3	496	株	○	カイガラムシ
	シルバーブリベット	0.4		0.3	60	株		
地被	サツキツツジ	0.4		0.3	20	株	○	モチ病
	アガパンサス	15cm pot			22.8	m ²		
	スイセン	10.5cm pot			13.6	m ²		
	クリスマスローズ	10.5cm pot			2	m ²		
	ツワブキ	15cm pot			3.6	m ²		
	ギボウシ	15cm pot			1.6	m ²		
	ビベリカムヒデコート	0.3			3.5	m ²		
	タマスダレ	10.5cm pot			4.1	m ²		
	スイセン	10.5cm pot			4.1	m ²		
	リコリス（白）	10.5cm pot			3.3	m ²		
	クリスマスローズ 白	10.5cm pot			4.3	m ²		
	クリスマスローズ ピンク	10.5cm pot			4.4	m ²		
	クリスマスローズ 黒	10.5cm pot			4.8	m ²		
壁面	アガパンサス	15cm pot			28.0	m ²		
	デイゴンドラ	10.5cm pot			158.8	m ²		
	ユリオプスデージ	10.5cm pot			97	m ²		
	フイリヤプラン	10.5cm pot			165	m ²		
	高麗芝法面（肩掛式）				180	m ²		
	高麗芝法面（ハンドガイド式）				769	m ²		
壁面	ヘデラコルシカ	10.5cm pot			67	pot		

アブラムシは小さな植物に吸汁する害虫で、ほとんどの植物につく可能性があるため、全体に病虫害駆除の散布

をするのが望ましい。

※病虫害防除は、最初の2年間は行いその後は、過程を見て検討する。